



障がい福祉サービス利用 ガイドブック



天草市健康福祉部 福祉課

令和8年7月

目次

I. 障がいに関することて困った時の“相談窓口”	1
(1) 地域障がい相談支援センター	1
II. 障がい福祉サービス等のしくみ	2
III. 自立支援給付	3
(1) 障がい福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	3
(2) 自立支援医療 要事前申請	13
【参考】重度心身障がい者医療費の助成	16
(3) 補装具 要事前申請	18
【参考】障害者総合支援法の「補装具」・「日常生活用具」と介護保険法の「福祉用具貸与」	20
IV. 地域生活支援事業	21
(1) 日中活動に関する事業	21
(2) 移動に関する事業	23
(3) カーライフを支援する事業	27
(4) コミュニケーションに関する事業	28
(5) 在宅生活支援に関する事業	31
(6) 用具の給付や住宅の改修・改造に関する事業	32
(7) 権利擁護に関する事業	36
(8) 1人暮らしの体験や緊急時の居場所を確保する事業	37
(9) 手当	38
V. 地域生活支援拠点等事業	39
VI. その他の福祉課(各支所)で手続き可能な制度	43
(1) 手当	43

(2) 有料道路通行料金	46
(3) 熊本県ハートフルパス制度	47
(4) NHK 放送受信料の免除	48
VII. 天草市障がい程度別制度・サービス一覧表	49
VIII. 防災情報について	55
IX. 天草市の障がい福祉団体	57
(1) 障がい福祉団体	57
(2) 自発的活動支援事業	58
(3) ペアレントメンター	59
X. 事業所等一覧	70
(1) 相談支援	70
(2) 訪問系サービス	72
(3) 日中活動系サービス	74
(4) 居住系サービス	80
(5) 地域生活支援事業	83
(6) その他の相談機関	86

ヘルプカード と ヘルプマーク

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見ではわからなくても配慮を必要としている方がいます。ヘルプカードやヘルプマークは、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。ヘルプカードやヘルプマークを持っている方が困っていたら声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。ヘルプカードの裏面には、支援して欲しい内容が記載されています。

【配布場所】

- 天草市役所福祉課または各支所、各保健福祉センター
- 熊本県庁または天草保健所 など



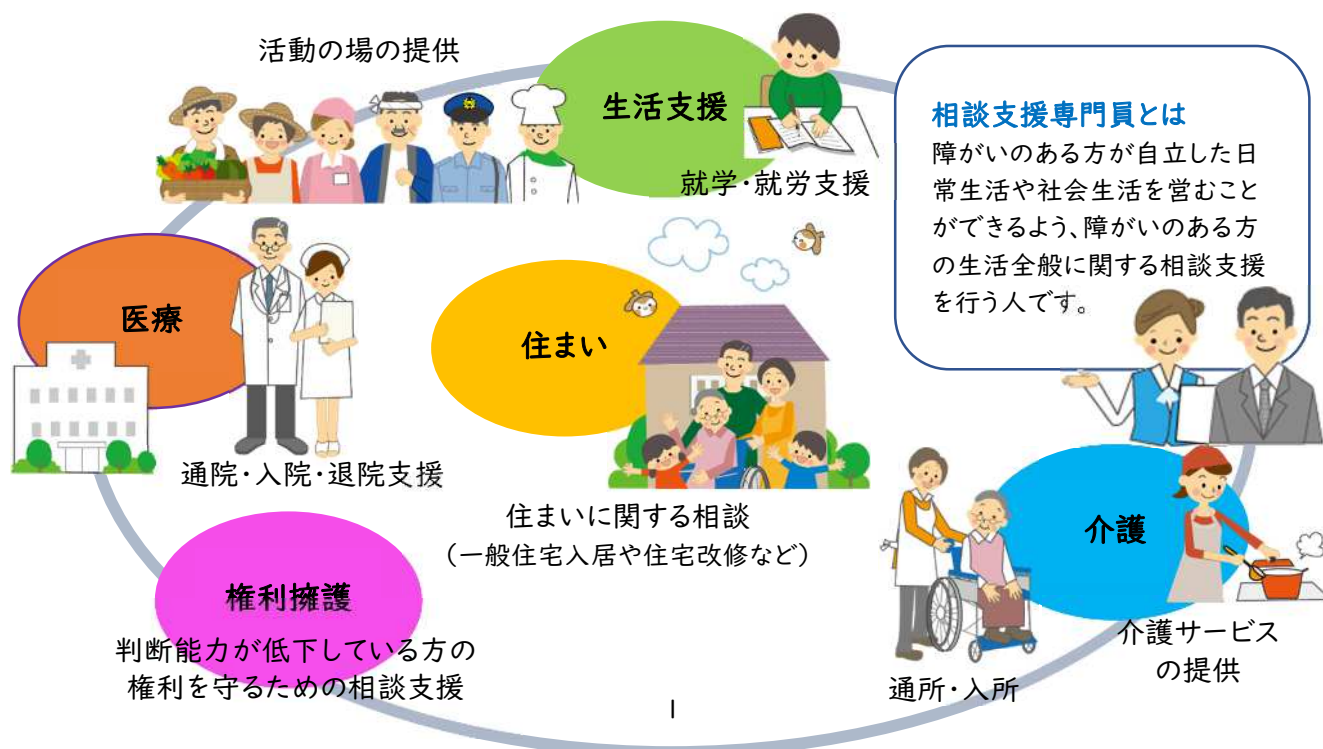
I. 障がいに関することで困った時の“相談窓口”

(1) 地域障がい相談支援センター

“障がいに関する制度を知りたい”、“生活する上でちょっと困ったことが・・・”などなど。障がいに関することで困った時は、まずは地域障がい相談支援センターにご相談下さい。“相談支援専門員”という障がい福祉に関する相談の専門家が相談に応じます。

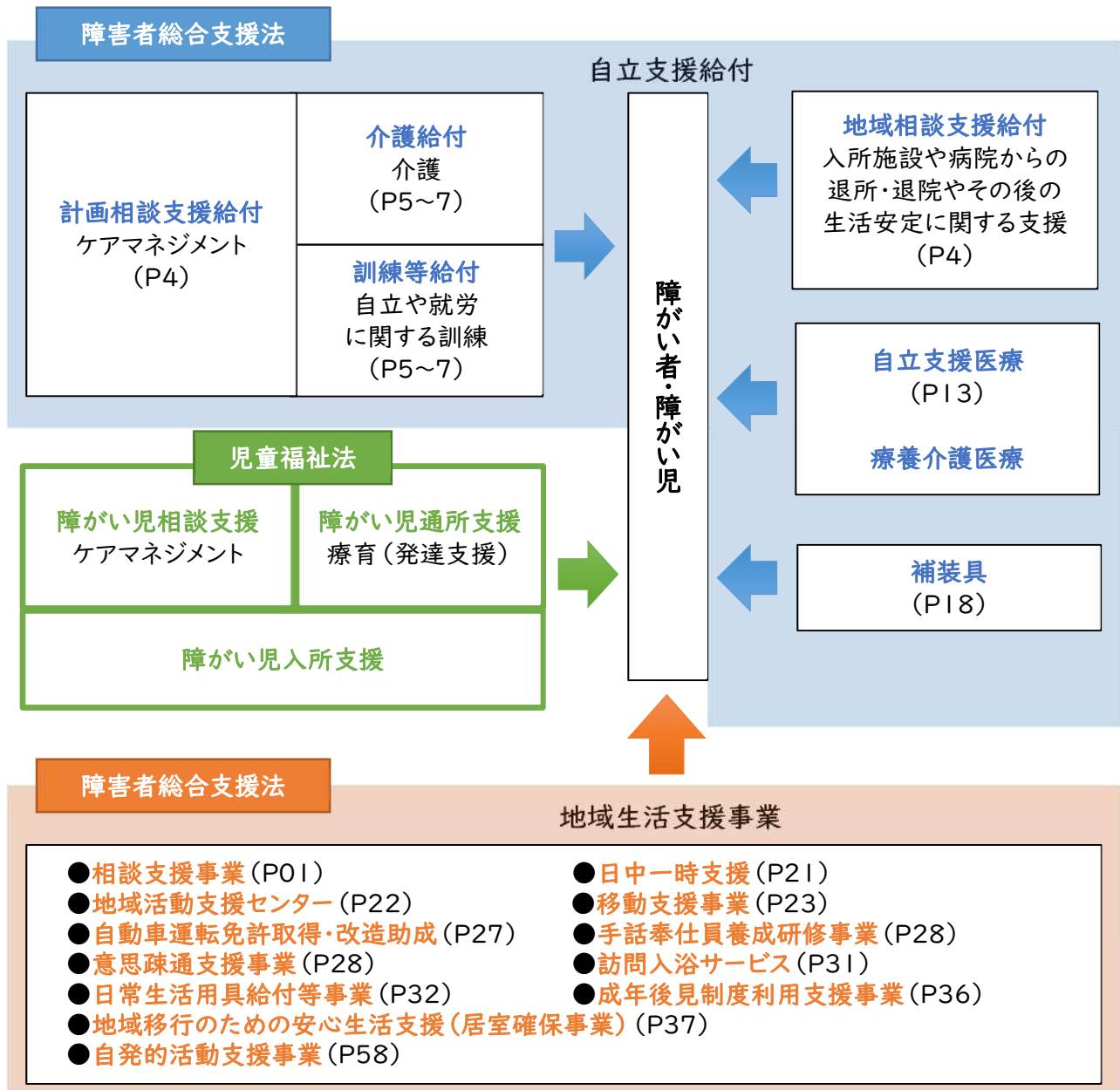
【相談時間】午前8時30分～午後5時 15 分まで(土・日・祝日は除く) 【相談料】無料

事業所名	所在地 電話番号／FAX 番号 メール	担当地区
天草南 地域障がい相談支援センター ダンデライオン	〒863-0023 中央新町6番 13 号	本渡南 本渡稜南 本町 新和
	22-6321 66-9823	
	soudan-step@cmail.plala.or.jp	
天草北 地域障がい相談支援センター ぼらりす	〒863-0049 北原町 9 番 32 号	本渡北 佐伊津 五和
	070-7664-4846 23-2255	
	polaris@k-hokuto.jp	
天草東 地域障がい相談支援センター リーフ	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	本渡東 有明 御所浦 倉岳 栖本
	52-5677 52-5888	
	t-link@a.acn-tv.ne.jp	
天草西 地域障がい相談支援センター ラポール	〒863-1214 河浦町久留 217 番地 2	牛深 天草 河浦
	76-1356 76-1352	
	rapport2021@snow.ocn.ne.jp	



Ⅱ. 障がい福祉サービス等のしくみ

障がいのある方の日常生活や社会生活の支援について定められた法律が「障害者総合支援法」です。障害者総合支援法で定められている日常生活や社会生活の支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がいのある子どものための支援については「児童福祉法」で定められています。



※ 児童福祉法に関するサービスについては、別に「こどものための発達支援 障がい児通所支援」を作成しておりますので、そちらを参照ください。



Ⅲ. 自立支援給付

自立支援給付とは、障がい福祉サービスや医療、福祉用具などの費用を、国が定めた基本的なルールにしたがって個別に給付するものです。

(1) 障がい福祉サービス(介護給付・訓練等給付)

介護給付 : 障がいに起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援。

全国一律の方法である「障がい支援区分」で一人ひとりの状態を確認し、それに応じて支給されます。

訓練等給付 : 障がいのある方が地域で生活するために、一定期間提供される訓練的支援。

障がいの程度は問われず、一定の目標(働きたい、家族から独立して暮らしたいなど)を設定して、その目標達成のために支給されるサービスです。

1 対象者

①身体障がい者	● 身体障がい者手帳所持者
②知的障がい者	● 療育手帳所持者 ● 知的障がい者更生相談所が認めたもの
③精神障がい者	● 精神障がい者保健福祉手帳所持者 ● 精神障がいを事由とする年金を受けているもの ● 精神障がいを事由とする特別障がい給付金を受けているもの ● 自立支援医療受給者(精神通院医療に限る) ● 医師の診断書により精神障がい者であることが確認できるもの ※ 発達障がい者や高次脳機能障がい者も含まれます。
④難病等対象者	● 医師の診断書により難病等であることが確認できるもの ● 特定医療費(指定難病)受給者 ● 指定難病に罹患していることが記載されてる難病医療費助成の却下通知等の書類により難病等であることが確認できるもの ※ 障害者総合支援法の対象となる難病の一覧は、厚生労働省のホームページで確認できます。 
⑤障がい児	● 各種障がい者手帳所持児 ● 特別児童扶養手当等の対象児 ● 市町村または児童相談所が認めたもの ※ 難病の場合は医師の診断書が必要です。

※ 介護保険の対象となる方は、介護保険を優先して利用します。

2

サービスの種類

1

計画相談

～適切に障がい福祉サービス等を利用できるように支援するために～

介護給付や訓練等給付を利用するには、必ずサービス等利用計画が必要です。

事業所	サービス名称	内容	給付の種類 対象者
P70	計画相談支援	相談支援専門員が、障がいのある方のニーズなどを考慮し、サービス等利用計画の作成を通して、障がい福祉サービス等を適切に利用できるように支援します。	計画相談支援給付 児 者

※ 表中の「児」は「障がい児」、「者」は「障がい者」が利用できるサービスにマークを付しています（以下、同じ）。

相談支援専門員とは

障がい福祉に関する相談の専門家で、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方の生活全般に関する相談支援を行う人です。



2

地域相談

～地域での生活に移行するために、地域での生活を継続するために～

事業所	サービス名称	内容	給付の種類 対象者
P71	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために支援を必要としている方に対して、住居の確保など必要な支援を行います。	地域相談支援給付 者
	地域定着支援	単身等で生活をする障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	地域相談支援給付 者

～自宅での暮らしを支援するために・外出を支援するために～

事業所	サービス名称	内容	給付の種類 対象者
P72	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄または食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事支援等を行います。	介護給付 見 者
	重度訪問介護	重度の肢体不自由や知的障がい・精神障がい等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事支援、外出時における移動支援などを総合的に行います。	介護給付 者
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	介護給付 見 者
※	行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。	介護給付 見 者
※	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	介護給付 見 者
P73	自立生活援助	自宅で自立した日常生活を営む上での様々な問題に対し、定期的な巡回または随時連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、障がいのある方の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言、環境整備等を行います。	訓練等給付 者

- 行動援護、重度障がい者等包括支援は、令和8年4月1日現在、天草圏域に指定事業所はありません。



～昼間の活動を支援するために～

事業所	サービス名称	内容	給付の種類 対象者
P74	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。	介護給付 者
P75	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	介護給付 者
P76	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	介護給付 児 者



～自立を支援するために～

事業所	サービス名称		内容	給付の種類 対象者
※	自立訓練	機能訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、事業所または居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や助言等を行います。	訓練等給付 者
P77		生活訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、事業所または居宅において、入浴、排せつ及び食事など自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。	訓練等給付 者
※	宿泊型自立訓練		居室等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や生活等に関する相談及び助言等を行います。	訓練等給付 者

- 機能訓練、宿泊型自立訓練は、令和8年4月1日現在、天草圏域に指定事業所はありません。



～就労を支援するために～

事業所	サービス名称	内容	給付の種類 対象者
P77	就労選択支援 (R7.10～新設)	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。	訓練等給付 者
P77	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。	訓練等給付 者
P78	就労継続支援	A 型 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいた働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	訓練等給付 者
		B 型 一般企業等での就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	訓練等給付 者
P79	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労に移行した人の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	訓練等給付 者



5 居住系サービス

～住まいの場で生活を支援するために～

事業所	サービス名称	内容	給付の種類 対象者
P80	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付 者
P81	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。	訓練等給付 者 ※ 一部障がい支援区分が必要な事業所があります。

3 サービスを利用するまでの流れ

1 相談

地域障がい相談支援センター（P1）や特定相談支援事業所（P70）に相談しましょう。

2 申請

利用したいサービスが決まったら、市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

3 調査

市の職員等が、現在の生活や障がいの状況などについて調査します。

4 障がい支援区分の判定 ※介護給付のみ（共同生活援助で必要な場合もある）

3 の調査結果をもとに一次判定を行います。その後、審査会（月 1 回）で、一次判定結果と医師の意見書などをもとに二次判定を行い、「障がい支援区分」が認定されます。

「障がい支援区分」とは

障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされている支援の度合いを示すものです。区分1～6に分けられ、この区分を目安に、介護給付では、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

5 サービス等利用計画案の提出依頼

市は、申請者（利用者）に、サービス等利用計画案の提出を求めます。申請者（利用者）は、サービス等利用計画案を特定相談支援事業所に作成してもらい、市に提出します。

特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービスの利用意向を聞き、障がいのある方の状況に合わせたサービス等利用計画案を作成します。

担当の相談支援専門員に何でも相談しましょう

障がい福祉サービスを利用すると、担当の相談支援専門員（特定相談支援事業所の）がつきます。担当の相談支援専門員の役割は、障がいのある方の生活全般を支援することです。障がい福祉サービスのことでだけでなく、困ったことがあれば何でも結構です。ご相談ください。相談支援専門員は様々な分野の方と連携をとりながら障がいのある方の生活を支援します。



6 支給決定

市は、障がい支援区分やサービス等利用計画案をもとに、サービスの支給決定をします。市が決定する内容は、サービスの種類と1か月に利用できるサービスの量です。支給決定後、申請者（利用者）に「支給決定通知」と「受給者証」が交付されます。

「受給者証」とは

障がい福祉サービスを利用するために必要な情報が記載されたものです。障がい福祉サービス提供事業所に提示します。

7 サービス担当者会議

特定相談支援事業所の相談支援専門員は支給決定された後に、申請者（利用者）を支援している関係者を集めサービス担当者会議を開催します。

「サービス担当者会議」とは

申請者（利用者）へのサービス提供（目標や役割分担など）について、申請者（利用者）やご家族だけでなく、申請者（利用者）に関わるサービス提供事業所の担当者等が共通認識を持つための場です。

8 サービス等利用計画の作成

特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス担当者会議で検討した内容をふまえ、サービス等利用計画を作成します。

9 サービス提供事業所と契約

申請者（利用者）は、障がい福祉サービス提供事業所と利用の契約を行います。

10 サービスの利用開始

申請者（利用者）は、利用する事業所に受給者証を提示し、サービス等利用計画にそったサービスを利用します。

11 モニタリング

一定期間ごとに、サービス内容が適切かどうか、特定相談支援事業所の相談支援専門員による検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。

4

費用

障がい福祉サービスを利用した場合は、原則としてサービス提供費（介護給付費・訓練等給付費）の1割を負担していただきます。残りの9割は、国、県及び市が負担します。

ただし、計画相談支援に関する費用は、すべて国、県及び市で負担します。利用者の負担はありません。

1

サービス提供費（介護給付費・訓練等給付費）と軽減措置

サービス提供費（介護給付費・訓練等給付費）には、以下のような様々な軽減措置があります。

(1) 所得に応じた軽減措置

月毎にかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められており、1か月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

【障がい者の利用者負担の上限額】

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給者	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般1	市民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般2	一般1に該当しない場合	37,200円

【障がい児の利用者負担の上限額】

区分	対象者		負担上限月額
生活保護	生活保護受給者		0円
低所得	市民税非課税世帯		
一般Ⅰ	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	居宅利用者	4,600円
		施設入所者	9,300円
一般2	一般Ⅰに該当しない場合		37,200円

【所得を判断する世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
障がい者（18歳以上） ● 施設入所している18・19歳を除く	受給者本人とその配偶者
障がい児（18歳未満） ● 施設入所している18・19歳を含む	住民票上のすべての方

※児童福祉法に基づく障がい児通所については、サービスを利用している子どもの年齢が18歳以上になっても、「住民票上のすべての方」を世帯の範囲と考えます。

(2) 世帯単位の軽減措置 ～高額障がい福祉サービス等給付費～

同じ世帯に障がい福祉サービス等を利用する人が複数おり、サービスを利用するために負担した費用の合計額が一定額を超えた場合、その分を償還払いします

【合算の対象サービス】

- 障がい福祉サービス(障害者総合支援法)
- 補装具(障害者総合支援法)
- 介護保険サービス(介護保険法)
- 障がい児通所支援(児童福祉法)
- 障がい児入所支援(児童福祉法)

※ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療および
障がい児入所医療に係る利用者負担は合算の対象外です。

障がい児が、
障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを
併せて利用している場合、該当することがあり
ます。



(3) 高齢障がい者への軽減措置 ～新高額障がい福祉サービス等給付費～

障がい福祉サービスを利用してきた人が65歳になり介護保険サービスに移行すると、利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービスを利用していた人で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に類似(相当)する介護保険サービスを利用する場合は利用者負担が償還されます。

介護保険相当障がい福祉サービス		
居宅介護 重度訪問介護	生活介護	短期入所

※ 基準該当サービスを含む。

障がい福祉相当介護保険サービス			
訪問介護	通所介護 地域密着型通所介護	短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護

※ 基準該当サービスを含む。

※ 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まない。

サービスの種類によっては、サービス提供費（介護給付費・訓練等給付費）以外に以下のような費用がかかります。詳細はサービス提供事業所にご確認下さい。

- 食費
- 光熱費
- 家賃
- 創作的活動に関する材料費
- 日用品費
- サービス提供事業所が定めたサービス提供実施地域以外でのサービスを希望する場合の交通費

2

食費や光熱費の軽減措置 ～入所施設等を利用する人への補足給付～



施設入所支援等を利用する場合の食費や光熱水費、生活介護や自立訓練等を利用する場合の食費は、通常全額自己負担になります。ただし、所得の低い人は、申請により負担が軽減されます。

3

家賃の軽減措置 ～グループホームを利用する者への補足給付～



所得の低い人（生活保護または低所得の世帯）が、グループホームを利用する場合、その家賃分として利用者一人あたり最大月額1万円を助成します。

(2) 自立支援医療

要事前申請

自立支援医療とは、心身の障がいを取り除いたり軽くしたりするための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度で、次の3つに大別されます。

1 対象者

精神通院医療	精神保健福祉法に定められている精神疾患（てんかんを含む）を有するもので、通院による精神医療を継続的に要するもの 【通院による精神医療】 外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護などが対象となります。
更生医療	身体障がい者手帳を有している人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの（18歳以上） 【手帳と同時申請の対象となる医療】 ・ペースメーカー植込み術・人工弁置換術・心臓移植術（抗免疫療法を含む） ・慢性透析療法（急性じん不全における血液透析ろ過を除く） ・じん臓移植術（抗免疫療法を含む）・肝臓移植術（抗免疫療法を含む）・抗 HIV 療法
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの（18歳未満）



2

自己負担額

原則として、医療費の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて1か月の自己負担上限額が決められています。

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市民税 非課税 本人収入 ≦847,300 円	市民税 非課税 本人収入 847,300 円<	市民税 <3.3 万 (所得割)	3.3 万 ≦市民税< 23.5 万 (所得割)	23.5 万 ≦市民税 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500 円	低所得2 負担上限月額 5,000 円	中間所得		一定所得以上 公費負担の 対象外
			負担上限月額 医療保険の自己負担限度		医療保険の 負担割合・ 負担限度額
			育成医療の経過措置※2		
			負担上限月額 5,000 円	負担上限月額 10,000 円	
			高額治療継続者(「重度かつ継続」)※1		
			中間所得層1 負担上限月額 5,000 円	中間所得層2 負担上限月額 10,000 円	一定所得以上 負担上限月額 ※2 20,000 円

※1 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおりです。

① 疾病・症状等から対象となるもの

・ 更生医療・育成医療

腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障がい(肝移植後の抗免疫療法に限る)。

・ 精神通院医療

統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい若しくは薬物関連障がい(依存症等)のものまたは集中・継続的な医療を要するものとして精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断したもの。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となるもの。医療保険の多数回該当のもの。

※2 『育成医療の経過措置』及び『「重度かつ継続」かつ「一定所得以上」のものに対する経過措置』があります(期間は令和9年3月末まで)。

3 手続きの流れ

1 申請

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

必要書類	精神通院 医療	更生 医療	育成 医療
自立支援医療費支給認定申請書	●	●	●
意見書（指定医療機関発行）	●	●	●
健康保険の資格情報が確認できるものの写し（資格確認書など）	●	●	●
個人番号カード	●	●	●
課税台帳等確認同意書	●		
非課税年金収入がわかるもの（払込通知書、通帳コピー）	●	●	
身体障がい者手帳		●	
特定疾病療養受療証（じん臓機能障がい人工透析を受けられる方）		▲	

2 受給者証の交付

精神通院医療および更生医療については県が、育成医療については市が、受給資格の要件に該当するか審査し、要件に該当する場合は、受給者証を交付します。

3 受給者証の提示

指定医療機関に「自立支援医療受給者証」を提出し、自己負担額を支払います。



【参考】重度心身障がい者医療費の助成

重度心身障がい者医療費の助成とは、重度の障がいのある人の医療費の自己負担額を軽減する制度です。

1 対象者

次の(1)～(4)のすべてを満たすもの

(1) 重度心身障がい者であること(①～④のいずれかに該当すること)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 身体障がい者手帳 Ⅰ級・Ⅱ級所持者 | ③ 精神障がい者保健福祉手帳 Ⅰ級所持者 |
| ② 療育手帳 AⅠ・AⅡ所持者 | ④ 福祉手当受給相当者 |

(2) 満1歳以上のもの

(3) 天草市内に住所を要するものまたは天草市外に住所を有するものであって天草市が支給決定を行うべきもの

(4) 医療保険の被保険者または被扶養者

※ 他の法令等により、国または地方公共団体による医療費の給付適用を受けることができる場合は、これらの給付を優先します。

2 自己負担額

医療費から次の自己負担額を除いた額を助成します。

入院の場合	Ⅰ医療機関につき 2,000 円
外来の場合	Ⅰ医療機関につき 1,000円
訪問看護の場合	Ⅰ医療機関につき 1,000円

※ 障がい程度などの受給要件を満たす場合も、対象となるものの所得が基準額を超える場合は、医療費の助成の対象とはなりません。

3 手続きの流れ

1 申請

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

必要書類
重度心身障がい者医療費受給資格者認定申請書 委任状（所得調査に関する物） 障がい者手帳または福祉手当受給相当認定のための診断書 健康保険の資格情報が確認できるものの写し（資格確認書など） 個人番号カード 等

2 資格認定

市が、受給資格の要件に該当するかどうかを審査し、要件に該当する場合は、受給資格証を交付します。

3 医療機関受診

医療機関の窓口で支払った自己負担額に対する助成を次のいずれかの方法で受け取ります。

① 受給資格者が市の窓口で申請する。【償還払い】

【対象者】

- 市外の医療機関を受診したもの
- 70歳未満の方で1医療機関毎に一部負担が21,000円／月以上
- 高齢受給者（70～74歳）または後期高齢者医療受給者

② 医療機関が受給資格者に代わって市に請求する。【現物給付】

上記の償還払いの対象者以外

(3) 補装具

要事前申請

補装具とは、身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具のことです。補装具の購入・修理・借受け費の一部を助成します。

【対象】身体障がい者手帳所持者や難病患者等

【留意事項】

- 購入後は給付の対象となりませんので、必ず購入前に申請してください。
- 介護保険等他の制度により、給付が可能な場合にはこの制度の対象となりません。
- 購入を基本としていますが、成長に伴って短期間での交換が必要であると認められる場合など、借受けも可能です。

1

利用者負担の上限額

原則として費用の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得状況等に応じて自己負担の上限額が設定されています。

【利用者負担の上限額】

区分	対象者	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給者	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般	市民税課税世帯	37,200円

【所得を判断する世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
障がい者（18歳以上）	受給者本人とその配偶者
障がい児（18歳未満）	住民票上のすべての方

※ 本人または世帯員のいずれかが市民税所得割額 46 万円以上の場合は支給対象外。



2 手続きの流れ

1 申請

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

必要書類
購入の場合：医師の補装具費支給意見書（不要な種目もあります）・見積書・カタログ 修理の場合：見積書・修理箇所の写真

2 交付判定

医学的・技術的判断要素が高いものは、熊本県福祉総合相談所へ判定を依頼します。約1か月かかります。市で判定する補装具もあります。判定は書面または来所相談で行います。

3 交付決定

決定通知書を申請者へ送付します。併せて、決定のお知らせと支給券を補装具業者へ送付します。

4 適合検査

処方箋通りに補装具が作られているか、装着者に適しているか等の確認を行います。

5 製品検査

出来上がった補装具が処方や見積書どおりに作られたかの確認を行います。

6 補装具の引き渡し

出来上がった補装具を補装具業者から申請者に引き渡します。不正を防ぐため、出来上がった補装具を装着している状態の写真の提出を依頼します。写真撮影へのご協力をお願いします。

7 補装具費の清算（代理受領の場合）

申請者は自己負担分を業者へ支払います。その後、業者が市に公費負担分を請求します。

※ 市と代理受領契約を締結している補装具業者でなければ代理受領方式の利用はできません。

【参考】障害者総合支援法の「補装具」・「日常生活用具」と

介護保険法の「福祉用具貸与」

障害者総合支援法の補装具・日常生活用具と介護保険法の福祉用具貸与の両方が該当する場合は、原則として介護保険法が優先されます。ただし、車いすや歩行器、歩行補助つえなど、障がいのある方の身体状況に合わせ個別に制作する必要があると判断された場合は、補装具費として給付されます。

補装具	肢体不自由			
	義肢・装具	姿勢保持装置	車椅子・電動車椅子	歩行器・歩行補助つえ
			 介	 介
	視覚障がい		聴覚障がい	
	義眼・眼鏡	視覚障がい者安全つえ	補聴器	人工内耳修理
				
	肢体不自由、音声・言語機能障がい 重度障がい者用意思伝達装置		障害児のみ	※ 介 は、介護保険でも 給付される用具です。
			● 座位保持椅子 ● 起立保持具 ● 頭部保持具 ● 排便補助具	

日常生活用具	介護・訓練支援用具		排泄管理支援用具	
	特殊寝台・特殊マット	体位変換器	ストマ装具	紙おむつ
	 介	 介		
	在宅療養等支援用具		情報・意思疎通支援用具	
	電気式たん吸引器	パルスオキシメーター	● 暗所視支援眼鏡 ● 人工内耳用電池 ● 視覚障がい者用時計 ● 視覚障がい者用拡大読書器 ● 人工喉頭	
	自立生活支援用具			住宅改修費 (居宅生活動作補助具)
	入浴補助用具・便器	移動・移乗支援用具	聴覚障がい者用屋内信号装置	● 手すりの取り付け ● 段差の解消 ● 床・通路の材料変更 ● 扉の取替え ● 洋式便器への取替え 介

※ 給付の対象となる用具は、障がいおよび程度によって設定されています。

※ 上記以外にも給付の対象となる用具はあります。

IV. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、国が一律にルールを定めたものではなく、地域（自治体）でルールを定め、地域の実情に合わせて必要な事業を実施するものです。

利用を希望するサービスが決まったら市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

（１）日中活動に関する事業

1

日中一時支援

事業所 P83

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。日中に監護をする方がいない場合など、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児の預かりも行います。

1

対象者

【18歳以上の方】

- ① 障がい者手帳所持者で、障がい支援区分Ⅰ以上のもの

【小学生以上高校生以下の方】

- ① 通常学級に在籍する障がいのある児（障がい者手帳や医師の診断書で確認）で、かつ障がい児用の調査（厚生労働大臣が定める）で区分Ⅰ以上の児
- ② 特別支援学校または特別支援学級に在籍し、障がい児用の調査（厚生労働大臣が定める）で、区分Ⅰ以上の児

2

費用

原則として、サービス費のⅠ割を負担していただきます。ただし、所得に応じてⅠか月の自己負担上限額が決められています。

【利用者負担の上限額】

対象者	負担上限月額
市民税非課税世帯	0円
18歳未満で市民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	4,600 円
市民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	9,300 円
上記に該当しない場合	37,200 円

【サービス費】

区分		1 日当たり 6 時間以下	1 日当たり 6 時間超
18 歳未満	区分1	2,800 円	3,900 円
	区分2	3,200 円	4,600 円
	区分3	3,800 円	5,600 円
18 歳以上	区分1	2,800 円	3,900 円
	区分2	2,800 円	3,900 円
	区分3	3,100 円	4,400 円
	区分4	3,300 円	4,700 円
	区分5	3,800 円	5,600 円
	区分6	4,300 円	6,400 円
送迎加算(片道)			540 円

2

地域活動支援センター

事業所 P84

障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

1

対象者

在宅生活をされている障がい者(児)

2

費用

利用料は無料。ただし、創作活動等の材料代や入浴サービスを利用される場合は、実費相当分が発生することがあります。

(2) 移動に関する事業

1

福祉有償運送利用者登録

事業所 P84

障がいのある方だけでは、公共交通機関を利用することができない場合、登録を行うと、福祉有償運送を利用することができます。ただし、実施主体の運営状況により利用できない場合もあります。

福祉有償運送の実施主体は、九州運輸局熊本運輸支局から自家用有償旅客運送者の登録許可を受けた NPO 等の非営利法人となります。

1

対象者

次のいずれかに該当するもの

- ① 要介護度 3～5 の認定を受けている人
- ② 18 歳以上の身体障がい者手帳所持者で、第 1 種身体障がい者
- ③ 18 歳以上の療育手帳所持者で A1 または A2 のもの
- ④ 18 歳未満の身体障がい者手帳・療育手帳所持者



2

費用

利用時間(5分毎)及び利用する車両の大きさに応じ、利用料金を負担します。

特大車:250 円 大型車:240 円 普通車:170 円

2

移動支援

事業所 P84

屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出支援を行います。ただし、事業所の状況により利用できない場合もあります。

1

対象者

次のいずれかに該当するもの。ただし、事業所毎に受け入れ可能な対象者に条件があります。

- ① 身体障がい者手帳 1 級または 2 級所持者で、車いす常用者か視覚障がい者
- ② 療育手帳(同程度の障がいを有するもの)所持者
- ③ 精神保健福祉手帳所持者

2

費用

原則として、サービス費の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて1か月の自己負担上限額が決められています。

【サービス費】

サービス種別 (利用時間・回数の上限)		基準額			
個別 支援	社会生活上必要不可欠な外出 (10 時間／月)	1,970 円／時間			
	余暇活動等社会参加のための外出 (20 時間／月)	1,300 円／時間			
グ ル ー プ 支 援	社会生活上必要不可欠な外出 (10 時間／月)	2 人乗車	1,100 円／時間／人		
		3 人乗車	900 円／時間／人		
		4 人乗車	800 円／時間／人		
		5・6 人乗車	700 円／時間／人		
	余暇活動等社会参加のための外出 (20 時間／月)	2 人乗車	800 円／時間／人		
		3 人乗車	700 円／時間／人		
		4 人乗車	600 円／時間／人		
		5・6 人乗車	500 円／時間／人		
通所または通学支援 (1 月あたり 46 回) ※1 日 2 回まで		児	車両移送	25Km未満	650 円
				25Km以上	1,000 円
		者	車両移送	25Km未満	540 円
				25Km以上	800 円
		車両移送以外		1,000 円	

※ 上記以外に身体介護加算や初回加算が必要な場合があります。

【利用者負担の上限額】

対象者	負担上限月額
市民税非課税世帯	0円
18 歳未満で市民税課税世帯(所得割 28 万円未満)	4,600 円
市民税課税世帯(所得割 16 万円未満)	9,300 円
上記に該当しない場合	37,200 円

3 障がい福祉サービス施設通所等支援

御所浦地域に住む人が、島外の障がい福祉サービスを利用する際の船舶の運賃を助成します。

1 対象者

御所浦町から障がい福祉サービスを利用する障がい者及び障がい児、付添い者

2 費用

通所利用1回につき1,100円（御所浦地域と本渡港利用時は1,720円）を上限として助成します。

参考

福祉タクシー

高齢者支援課へ申請

路線バス等の運行がない地域に住んでいる重度心身障がい者（児）等の外出を支援するため、市が指定するタクシーを利用した場合、その基本料金（初乗り料金）を助成します。

1 対象者

天草市内に住所を有し、在宅で生活している人のうち、バス停留所または定期船発着所から1Km以上離れている地区に住んでいる人で、次のいずれかに該当する人。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 身体障がい者手帳1級または2級の所持者 | ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 |
| ② 療育手帳A1またはA2の所持者 | 施行令別表第1の該当者 |
| ③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者 | ⑤ 70歳以上の高齢者 |

※ なお、以下の人は、自宅からバス停等までの距離が1Km未満でも対象となります。

- i. 下肢または視覚障がい者で身体障がい者手帳1級を所持している人
- ii. 介護保険の認定調査において、調査項目の「移動」または「視力」が次のいずれかに該当するもの
移動：一部介助または全介助 視力：目の前が見えるまたはほとんど見えず

※ 申請した方やその同居家族が車など（原付バイクを含む）の移動手段をお持ちの場合は利用券を交付できません。ただし、同居家族全員が就労のため昼間不在で、他に移動手段を持たない場合は、「日中独居のもの」として利用券を交付します。その場合は、車などの移動手段を有する同居家族全員の就労証明書（9:00～17:00かつ月20日以上就労していることを証明するもの）または常勤であることがわかる書類が必要です。

2 費用

月4枚、年間最大48枚（4月申請の場合）交付します。

寝たきり等のために一般の交通手段を利用することが困難な高齢者や身体障がい者（児）への外出を支援するため、介護タクシーを利用した場合、その利用料金の一部を助成します。

1 対象者

市内に住所を有する住民税非課税世帯のもので次のいずれかに該当する人。

- ① 著しく歩行が困難である身体障がい者手帳1級または2級所持者（下肢、体幹障がい等に限る）
- ② 心身の障がい、疾病等により著しく歩行が困難（要介護4, 5相当）である概ね65歳以上のもの

【利用条件】

- ① 社会福祉施設を利用（施設の入所及び退所を含む。）するとき
- ② 医療機関での診療を受けるために通院し、若しくは入院し、または医療機関から退院するとき
- ③ 地方公共団体、社会福祉団体等が主催する事業及び会議に参加するとき

2 費用

利用料金の8割以内（上限4千円）を助成する介護タクシー券を月2枚、最大24枚（4月申請の場合）交付します。1回のタクシー利用で1枚使用できます。

なお、介護タクシー券の有効期限は、申請された年度の末日までです。



(3) カーライフを支援する事業

1

自動車運転免許取得費用助成事業

要事前申請

免許の取得により就労等が見込まれる障がいのある方に免許取得費用の一部を助成します。

1

対象者

- ① 身体障がい者手帳所持者（対象にならない障がい区分・等級もあり）
- ② 療育手帳所持者

ただし、以下の条件に該当するものに限る

- i. 免許証の取消処分を受けたものでないこと
- ii. 自己責任で免許証を失効させたことのないもの
- iii. 特別障がい者手当の所得制限を超えないもの

2

費用

免許取得に要した費用3分の2以内を助成します。ただし、上限は10万円です。

2

自動車改造費助成事業

要事前申請

身体障がい者本人が所有し運転する自動車の走行装置等の一部を改造する必要がある方に改造費用の一部を助成します。

1

対象者

- ① 身体障がい者手帳所持者（対象にならない障がい区分・等級もあり）
- ② 特別障がい者手当の所得制限を超えないもの

2

費用

自動車改造に直接要した費用を助成します。ただし、上限は10万円です。



(4) コミュニケーションに関する事業

1 手話奉仕員養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者への支援を行う手話奉仕員を養成します。

4～8月：入門講座（毎週木曜 19時～21時） 9～3月：基礎講座（毎週木曜 19時～21時）

※ 申し込み期間（4月～5月上旬）・会場等、詳細な情報は前年度3月の広報にてお知らせします。

1 対象者

一般市民の方（高等学校卒業以上の学力を有したもの）

2 費用

受講料は無料です。ただし、テキスト代の自己負担はあります。



2 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳、代筆、代読、音声訳等を行うものの派遣等を行います。

1 対象者

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等

2 費用

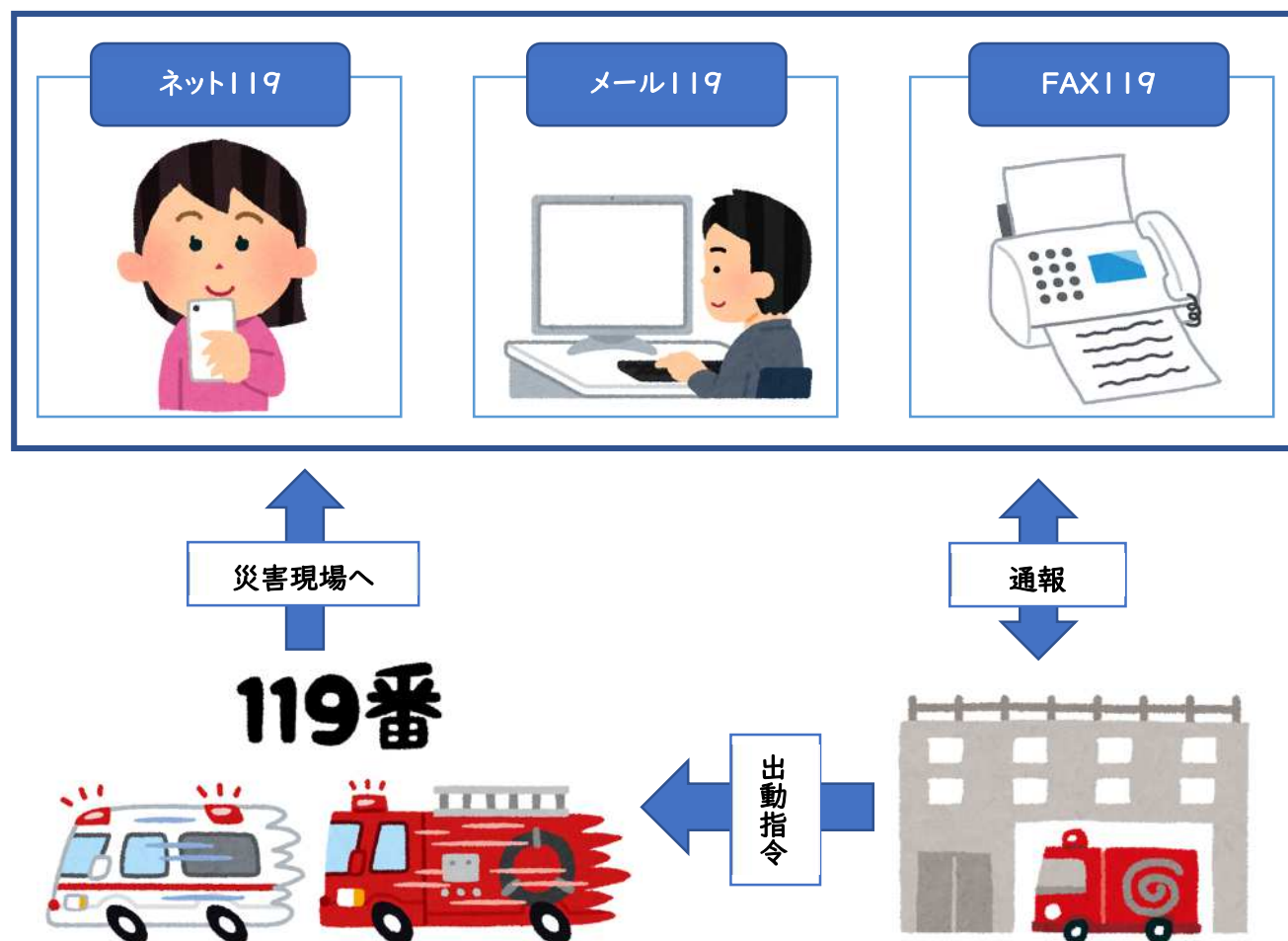
費用は無料です。

手話通訳もしくは要約筆記が必要な場合は下記まで連絡下さい。

通常	【天草地域の通訳派遣窓口】 手話サークルわかぎ天草グループ 通訳派遣担当者 明瀬 理恵（みょうせ りえ）	携帯 090-5934-3592 自宅 0969-24-2652 (FAX 兼用) メール ringo922@me.com
緊急時	【熊本県の通訳派遣窓口】 (財)熊本県ろう者福祉協会 通訳派遣担当者 松本 成美（まつもと なるみ）	電話 096-383-5587 FAX 096-384-5937

3 耳や言葉が不自由な方の119番通報について

天草広域連合消防本部では、聴覚または音声・言語に障がいがある方でも安心して119番通報ができるように「ネット119」、「メール119」、「FAX119」を導入しています。これらのサービスを利用するためには事前の登録が必要となります。



詳しい内容については、下記へお問い合わせ下さい。

天草広域連合 消防本部 指令課

TEL 0969-22-0119 / FAX 0969-24-3229

メール af-shirei119@amakusa-kouikirengo.or.jp

身体障がい者手帳の対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上やコミュニケーション能力の向上を目的として、補聴器の購入等の費用を一部助成します。

【対象経費】

※ 補聴器を購入する経費

※ 補聴器の修理にかかる経費

1

対象者

- ① 両耳の聴力レベルが30dB 以上で、身体障がい者手帳の交付対象とならない児
- ② 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児

2

費用

生活保護世帯：自己負担なし

市民税非課税世帯：自己負担なし

市民税課税世帯：1割負担



(5) 在宅生活支援に関する事業

1

訪問入浴サービス

事業所 P85

常時介護を必要とする重度の心身障がいがある方に対し、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行います。

1

対象者

重度心身障がい者（介護保険対象者を除く）

2

費用

原則として、サービス費の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて1か月の自己負担上限額が決められています。

【サービス費】1回 12,600 円

【利用者負担の上限額】

対象者	負担上限月額
市民税非課税世帯	0円
18歳未満で市民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	4,600 円
市民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	9,300 円
上記に該当しない場合	37,200 円



(6) 用具の給付や住宅の改修・改造に関する事業

1

日常生活用具給付

要事前申請

日常生活用具とは、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するために必要な用具のことです。日常生活用具の購入費の一部を助成します。

※ 用具の種類についてはP20参照。

【留意事項】

- 購入後は給付の対象となりませんので、必ず購入前に申請してください。
- 対象者や性能、補助基準額について細かい決まりがありますので、事前にご相談ください。
- 住宅改修費については、他に必要な書類がありますので事前にお問い合わせください。



1

対象者

重度障がい児者等

2

費用

原則、費用の1割を負担していただきます。世帯の所得状況等に応じて自己負担上限額が決められています。

- 生活保護世帯：自己負担なし
- 市民税非課税世帯：自己負担なし
- 市民税課税世帯：37,200円

2

住宅改造費の助成

要事前申請

在宅の重度の身体及び知的障がいのある人がいる世帯に対し、自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るための住宅改造を行う場合、その一部を助成します。

【対象経費】玄関、廊下、階段、居室、浴室、トイレ、洗面所、台所等の住宅改造

1

対象者

- ① 65歳未満の人で、身体障がい者手帳1級または2級所持者
- ② 65歳未満の人で、療育手帳A1またはA2所持者
- ③ 世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯に属するもの

※ 65歳以上の方は高齢者住宅改造助成事業の対象になります。

2 費用

世帯の所得に応じて助成します。

- 生活保護世帯:工事費の3/3
- 市民税非課税世帯:工事費の3/3
- 前年所得税課税年額が7万円以下の世帯:工事費の2/3

※ 上限額90万円(介護保険の住宅改修、日常生活用具の住宅改修を優先し、その助成額を引いた残りの額)

参考

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付

要事前申請

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、次の用具の購入費の一部を助成します。

1 対象者

本市に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病の児童。

ただし、障害者総合支援法(日常生活用具や補装具)等で同様の用具等の対象とならないものに限りす。

【対象となる主目と対象者】

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介護を要するもの	児童が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる)	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止、失禁等による汚染または 損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円
特殊便器	上肢機能に障がいのあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの (取替えに当たり住宅改修を伴うものを 除く)	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、 原則として対象者の頭部及び脚部の 傾斜角度を個別に調整できる機能を 有するもの	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、 スロープ、歩行器等であること ア 児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、 移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円

入浴補助用具	入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者または介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、対象者または介助者が容易に使用し得るもの	73,700 円
種目	対象者	性能	基準額
体位変換器	寝たきりの状態にあるもの	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500 円
車いす	下肢が不自由なもの	児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのあるもの	対象者または介助者が容易に使用し得るもの	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しいもの	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000 円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがあるもの	紫外線をカットできるもの	41,580 円
ネブライザー（吸引器）	呼吸器機能に障がいのあるもの	対象者または介助者が容易に使用し得るもの	39,600 円
動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250 円
ストマ装具	人工肛門または人工膀胱造設者	（1） 畜便袋	113,520 円
		（2） 畜尿袋	149,160 円
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要なもの	対象者または介助者が容易に使用することができるもの	128,700 円

※ 基準額を超えた分は自己負担になります。

2

費用

世帯の所得に応じて、以下のような自己負担の上限額があります。

同じ世帯で2人以上の児童が同時に申請する場合は、最も高額な児童以外の児童については徴収基準加算月額分で利用できます。

階層 区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円	0円
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100 円	110 円
C 階層	A 階層および B 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250 円	230 円
D 階層	A 階層および B 階層及び C 階層を除き当該年度分の市長村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	D1 階層	2,900 円	290 円
		3,001~5,800 円	D2 //	3,450 円	350 円
		5,801~8,700 円	D3 //	3,800 円	380 円
		8,701~13,000 円	D4 //	4,250 円	430 円
		13,001~17,400 円	D5 //	4,700 円	470 円
		17,401~22,400 円	D6 //	5,500 円	550 円
		22,401~28,200 円	D7 //	6,250 円	630 円
		28,201~58,400 円	D8 //	8,100 円	810 円
		58,401~75,000 円	D9 //	9,350 円	940 円
		75,001~96,600 円	D10 //	11,550 円	1,160 円
		96,601~121,800 円	D11 //	13,750 円	1,380 円
		121,801~175,500 円	D12 //	17,850 円	1,790 円
		175,501~221,100 円	D13 //	22,000 円	2,200 円
		221,101~380,800 円	D14 //	26,150 円	2,620 円
		380,801~549,000 円	D15 //	40,350 円	4,040 円
		549,001~579,000 円	D16 //	42,500 円	4,250 円
		579,001~700,900 円	D17 //	51,450 円	5,150 円
		700,901~849,000 円	D18 //	61,250 円	6,130 円
		849,901~1,041,000 円	D19 //	71,900 円	7,190 円
		1,041,001 円以上	D19 //	全額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8,560 円に満たない場合は8,560 円

例えば ~B 階層の人が特殊寝台(ベッド)を購入した場合~

基準額(169,400 円)以内で、実際に特殊寝台を購入した費用(160,000 円)から自己負担(徴収基準月額 1,100 円)を引いた残りを市が助成(158,900 円)します。



(7) 権利擁護に関する事業

参考

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援するための制度として、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業があります。

成年後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた支援者（成年後見人等）が、不動産や預貯金などの財産管理や福祉サービス・施設入所に関する契約を結ぶお手伝い等をします。

地域福祉権利擁護事業は、社会福祉協議会の職員が、日常生活に必要なお金の管理（通帳を預かって、その出し入れを支援する等）や福祉サービスの利用等に必要な手続きをお手伝い（申請に同行等）したりします。

※ 成年後見制度では、障がいのある人に代わって、支援者が契約等を結ぶことができますが、地域福祉権利擁護事業では支援者が契約を結ぶことはできません。

【成年後見制度と地域福祉権利擁護事業に関する相談窓口】

あまくさ成年後見センター（天草市社会福祉協議会内）

TEL:32-2552 FAX:32-2551 （社協各支所でも相談に応じます）

1

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

1

対象者

- ① 生活保護の被保護者
- ② 自らの財産をもって審判請求費用・報酬を支払うことにより、生計を維持することが困難になるもの

2

費用

（申し立て）審判請求に要した費用

（報酬助成）報酬付与の審判で決定した報酬に相当する額

在宅：月額2万8,000円上限

施設入所：月額1万8,000円上限

(8) 一人暮らしの体験や緊急時の居場所を確保する事業

1

居室確保事業

事業所 P85

障がいがあっても自ら選んだ地域で安心して暮らせるように、地域生活への移行や定着を支援する目的で、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

1

対象者

- ① 緊急的な宿泊を必要とする障がい者
- ② 長期入院患者または長期施設入所者で地域での生活を希望するものであって宿泊体験を希望する障がい者

2

費用

食費等の実費負担あり。利用日数については要相談。



【居室の場所および連絡先等】

居室の名称	定員	住所	連絡先
地域の縁側 りんく	1名	〒863-6403 倉岳町宮田1176番地	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 52-5877
しらき住宅	1~4名	〒863-1215 河浦町白木河内113番地54	NPO 法人 福祉の里かわうら 76-1351

(9) 手当

1

在宅障がい者介護者手当

日常生活において、常時介護を必要とする障がい者を1年以上在宅で介護している人に対して、介護手当を支給します。

1

対象者

- ① 下記のいずれかに該当し、市内に住所がある人を、市内で1年以上在宅で介護してる人
 - i. 身体障がい者手帳1種1級を所持し、寝たきり状態にある人
 - ii. 療育手帳A1所持者
 - iii. 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持し、寝たきりの状態にある人
- ② 1年間で、被介護者の入院または施設入所（短期入所、小規模多機能宿泊を含む）の日数、介護者の不在日数が90日を超えないこと

2

費用

年間 10 万円



V. 地域生活支援拠点等事業

障がいがあっても、安心して自宅で暮らし続けることができるように、ご家族の急病や急な不在など、「もしも」に備えて準備をしておきませんか。

1

「もしも」ってどんな時？

同居家族が、急に不在になることで、一時的に障がいのある方のケアができず、在宅での生活が難しくなる状況をいいます。

具体的には、以下のような場合をいいます。

- 同居家族の急病・入院・死亡
- 同居家族が葬儀への出席等で不在になる場合 など



2

どういう人が対象になるの？

以下のすべてに当てはまる方が対象となります。

- 緊急時の受け入れ先として短期入所を利用する人
- 天草市に住所を有し、かつ天草市に居住している65歳未満の人
(但し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスのみを利用している65歳以上の人を含む。)

- 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを利用可能な障がいを有している人

※詳細は市ホームページでご確認ください。



- 日頃、家族と同居している人
- 同居家族の急病、入院、葬儀、死亡もしくはそれに近い状態により、居宅で生活することが困難になることが想定される人

3 手続きの方法

1 登録相談

既に障がい福祉サービス等を利用されている方は、担当の相談支援専門員に、障がい福祉サービス等を利用しておらず、担当の相談支援専門員がいない場合は、最寄りの地域障がい相談支援センターにご相談ください。

地域障がい相談支援センター名	所在地／電話番号	担当地区
天草南地域障がい相談支援センター ダンデライオン	中央新町 22-6321	本渡南、本渡稜南、本町、新和
天草北地域障がい相談支援センター ぼらりす	北原町 070-7664-4846	本渡北、佐伊津、五和
天草東地域障がい相談支援センター リーフ	倉岳町 52-5677	本渡東、御所浦、有明、倉岳、栖本
天草西地域障がい相談支援センター ラポール	河浦町 76-1356	牛深、天草、河浦

2 予防プランの作成／登録申請

相談支援専門員といっしょに起こり得る緊急時を想定し対策を検討しておきましょう。具体的には、緊急時に利用する短期入所事業所を決め、事前に障がいの状態や必要な支援等を短期入所事業所等と共有しておきましょう。

予防プランができたなら、市役所福祉課に登録申請書といっしょに提出してください。

利用料（1日あたり） ※障がい支援区分によって異なります

給付費（基本料金）	公費負担	利用者負担
約10,000～5,000円	約9,000～4,500円	約1,000円～500円

※ 基本料金とは別に食費や光熱費等が必要です。

登録相談

夫は仕事なので、私が入院になったら、誰も娘の面倒をみる人がいません。



予防プランの作成／登録申請

いざという時に利用できる短期入所事業所を決めておき、事前に必要な支援等を共有しておきましょう。

緊急事態発生



1週間程、入院することになりました。

連絡



事前に登録していた短期入所事業所に連絡してみますね。

短期入所事業所の利用調整

お母さまが入院にされたのですが利用できますか。

連絡



空室があるので利用できますよ。



短期入所の利用



母の退院まで短期入所を利用して、安心して過ごせました。

行政区順に記載

株式会社 アト・みらい

てらす

浄南町 TEL 22-8800



定員 3名

社会福祉法人 北斗会

星光園

北原町 TEL 23-3503



定員 6名

社会福祉法人 啓友会

南海寮

本町 TEL 23-3850



定員 5名

社会福祉法人 啓明会

第二天草学園 短期入所事業

本町 TEL 22-3873



定員 2名

社会福祉法人 啓明会

苓山寮 短期入所事業

本町 TEL 22-5339



定員 1名

社会福祉法人 啓明会

天草学園 短期入所事業

本町 TEL 22-3873



定員 3名

社会福祉法人 南星会

なぎさ寮

深海町 TEL 75-0066



定員 2名

社会福祉法人 弘仁会

障がい者サポートセンターゆうすい

五和町 TEL 32-2355



定員 2名

Ⅵ. その他の福祉課（各支所）で手続き可能な制度

（Ⅰ）手当

各種手当は、障がいがあるために必要となる様々な経済的負担を軽減する目的で支給されるものです。

1 特別児童扶養手当

身体または知的・精神等に障がいがある20歳未満の児童を家庭で監護・養育している父母などに支給される手当です。

1 対象者

- ① 児童が、児童福祉施設等に入所していないこと
- ② 児童が、障がいを理由として公的年金を受給していないこと
- ③ 扶養者等の所得が基準以下であること

例えば、身体障がいや知的・精神障がい、他にも呼吸器、心臓、じん臓、肝臓の病気や血液の病気（白血病等）、糖尿病等の程度によっては対象となります。

障がい者手帳の対象とならない障がいも手当の対象となる場合があります。

2 手当月額

1級：月額 58,450 円／人 2級：月額 38,930 円／人（支給月：4・8・11月）

※申請月の翌月から支給対象となります。

3 手続きの流れ

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。支給の認定は熊本県が行います。

必要書類
■ 所定の診断書
■ 障がい者手帳（所持者のみ）
■ 受給者名義の通帳
■ マイナンバー（個人番号）がわかるもの
■ 戸籍謄本（交付日より1か月以内）

2

特別障がい者手当

身体または知的・精神等に重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。

1

対象者

- ① 福祉施設等入所していないこと
- ② 病院等に継続して3か月を超えて入院していないこと
- ③ 所得が基準以下であること

2

手当月額

月額 30,450 円（支給月：2・5・8・11月）

※申請月の翌月から支給対象となります。

3

手続きの流れ

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

必要書類
■ 所定の診断書 ■ 障がい者手帳（所持者のみ） ■ 受給者名義の通帳 ■ マイナンバー（個人番号）がわかるもの ■ 年金受給者は年金額の分かる書類（振り込み通知書等）

3

障がい児福祉手当

身体または知的・精神等に重度の障がいがあるために常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給される手当です。

1

対象者

- ① 施設に入所していないこと
- ② 障がいを理由とする他の公的年金を受けていないこと
- ③ 所得が基準以下であること

障がいや病気の程度によっては、障がい福祉手当と特別児童扶養手当の両方を取得することも可能です。

2

手当月額

月額 16,560 円（支給月：2・5・8・11月）

3

手続き

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

※申請月の翌月から支給対象となります。

必要書類

- 所定の診断書
- 障がい者手帳（所持者のみ）
- 受給者名義の通帳
- マイナンバー（個人番号）がわかるもの

(2) 有料道路通行料金

障がいのある人の経済的負担(有料道路の通行料金)を軽減し、社会参加の促進を図るための制度です。事前登録が必要で、障がい者1人につき車両1台が登録できます。また、自動車を保有されていないまたは事前に登録されていない自動車の通行についても割引の対象になります。

1 対象者

- ① 障がい者本人が運転する場合
 - 身体障がい者手帳所持者
- ② 障がい者本人が同乗する場合
 - 身体障がい者手帳「旅客鉄道(株)旅客運賃減額1種」所持者
 - 療育手帳 A1・A2 所持者

2 手続き

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

必要書類
■ 自動車検査証・軽自動車届出済証の写し(※事前登録しない場合は不要)
■ 障がい者手帳の写し
■ 障がい者本人の運転免許証の写し(本人運転の場合)
【ETC 利用の場合】
■ ETC カード(本人名義のもの、未成年の場合は保護者等も可)
■ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書などの写し

障がい者手帳をスマホに表示できる
障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」
が使えるよ



(3) 熊本県ハートフルパス制度

「障がいのある方」など移動に配慮が必要な方に県内共通の「利用証(ハートフルパス)」を交付し、本当に必要な人のために駐車スペースを確保し、障がいのある方の社会参加の促進を図るための制度です。

1 対象者

身体障がい者	視覚障がい		4級以上
	平衡機能障がい		5級以上
	肢体障がい	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	内部障がい		4級以上
知的障がい者			A1・A2
精神障がい者			1級
難病			指定難病医療受給者証所持者

※ 上記以外にも、妊産婦、要介護者、けがなどで医師が移動に配慮が必要と認めた方なども対象となる場合があります。

2 手続き

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

※ 県庁の健康福祉政策課(郵送可)・保健所でも申請できます。

必要書類
■ 障がい者手帳の写し(所持者のみ) ■ 特定医療費(指定難病)受給者証(所持者のみ)



(4) NHK 放送受信料の免除

障がいのある方の経済的負担を軽減するため、NHK 放送受信料を免除する制度です。

1 対象者

全額 免除	世帯構成員全員が 市民税非課税	身体障がい者手帳所持者がいる世帯
		知的障がい者がいる世帯
		精神障がい者保健福祉手帳所持者がいる世帯
	社会福祉施設等入所者	
半額 免除	右記の 障がいのある方が 世帯主で受信契約者	視覚・聴覚障がいの身体障がい者手帳所持者
		身体障がい者手帳Ⅰ・Ⅱ級所持者
		重度の知的障がい者
		精神障がい者保健福祉手帳Ⅰ級所持者
		障がい程度が特別項症から第Ⅰ款症の戦傷病者手帳所持者

2 手続き

市役所福祉課または各支所に申請しましょう。

必要書類
■ 障がい者手帳の写し ■ 印かん



VII. 天草市障がい程度別制度・サービス一覧表

この一覧はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みになるか、窓口にお問い合わせください。

- 日常生活の援助
- 用具の給付等
- 外出支援
- 交通料金の割引
- 医療
- 年金
- 手当
- 公共料金等の割引・免除
- 税金の控除・免除
- 権利擁護



●はおおむね全部が、△は一部が対象となります。

区分			日常生活の援助						用具の給付等				
制度			障がい福祉サービス	訪問入浴サービス	日中一時支援	I地域活動支援センター	意思疎通支援	居室確保	補装具	日常生活用具給付	住宅改造費の助成	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付	難聴児補聴器給付
本文ページ			P2	P31	P21	P22	P28	P37	P18	P32	P32	P33	P30
窓口			福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級	△		△	●		●	●	●	●		
		2級	△		△	●		●	●	●	●		
		3級	△		△	●		●	●	△			
		4級	△		△	●		●	●	△			
		5級	△		△	●		●	●	△			
		6級	△		△	●		●	●	△			
	聴覚・平衡機能障害	2級	△		△	●	●	●	●	●	●		
		3級	△		△	●	●	●	●	△			
		4級	△		△	●	●	●	●	△			
		5級	△		△	●	●	●	●	△			
		6級	△		△	●	●	●	●	△			
	音声・言語機能障がい	3級	△		△	●	●	●	●	△			
		4級	△		△	●	●	●	●	△			
	肢体不自由 上肢 下肢 体幹	1級	△	△	△	●		●	●	●	●		
		2級	△	重度身体障がい者で家庭や施設等でも入浴が困難な方	△	●		●	●	●	●		
		3級	△		●		●	●	△				
		4級	△		△	●		●	●	△			
		5級	△		△	●		●	●	△			
		6級	△		△	●		●	●	△			
		内部障がい	1級		△	△	●		●	△	△	●	
			2級	△	△	●		●	△	△	●		
			3級	△	△	●		●	△	△			
			4級	△	△	●		●	△	△			
療育手帳	A1	△		△	●		●		△	●			
	A2	△		△	●		●		△	●			
	B1	△		△	●		●						
	B2	△		△	●		●						
精神障がい者 保健福祉手帳	1級	△		△	●		●						
	2級	△		△	●		●						
	3級	△		△	●		●						
障がい者手帳なし(発達障がい等)			△		△	●		●	●		△	△	
難病			△					●	●	●			
所得制限の有無									有	有	有		
備考											65歳未満	18歳未満	

●はおおむね全部が、△は一部が対象となります。

区分			外出支援								交通料金の割引					
制度			移動支援	福祉有償運送	取得費用助成	自動車運転免許	助成	自動車改造費の助成	福祉タクシー料金	介護タクシー料金の助成	熊本県ハートフルバス制度	有料道路通行料金	バス運賃・こゝ運賃	タクシー	市電・航空旅客運賃	
本文ページ			P23	P23	P27		P27	P25	P26		P47	P46				
窓口			福祉課	福祉課	福祉課		福祉課	高齢者支援課	高齢者支援課		福祉課	福祉課	各社	各社	各社	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級	●	△	●	●	●			●	●	●	●	●	●	
		2級	●	△	●	●	△			●	●	●	●	●	●	
		3級		△	●	●				●	●	●	●	●	●	
		4級		△	●	●				●	●	●	●	●	●	
		5級		△							●	●	●	●	●	
		6級		△							●	●	●	●	●	
	聴覚・平衡機能障害	2級		△	●	●	△			△	●	●	●	●	●	
		3級		△	●	●				△	●	●	●	●	●	
		4級		△						△	●	●	●	●	●	
		5級		△						△	●	●	●	●	●	
		6級		△							●	●	●	●	●	
	音声・言語機能障がい	3級		△	●	●						●	●	●	●	
		4級		△								●	●	●	●	
	肢体不自由 上肢 下肢 体幹	1級	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	●	●	●	●
		2級	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	●	●	●	●
		3級		△	△	△					△	●	●	●	●	●
		4級		△	△	△					△	●	●	●	●	●
		5級		△	△	△					△	●	●	●	●	●
		6級		△	△	△					△	●	●	●	●	●
	内部障がい	1級		△	●	●	△				●	●	●	●	●	●
		2級		△			△				●	●	●	●	●	●
		3級		△	●	●					●	●	●	●	●	●
		4級		△							●	●	●	●	●	●
療育手帳	A1	●	△	●			△			△	△	△	●	●	●	
	A2	●	△	●			△			△	△	△	●	●	●	
	B1	●		●									●	●	●	
	B2	●		●									●	●	●	
精神障がい者 保健福祉手帳	1級	●					△			△			●	△	●	
	2級	●					△						●	△	●	
	3級	●					△						●	△	●	
障がい者手帳なし（発達障がい等）			△	△												
難病																
所得制限の有無					有	有										
備考																

●はおおむね全部が、△は一部が対象となります。

区分			医療								年金			
制度			自立支援医療				医療 重度心身障がい者	医療費助成	指定難病に係る 医療費助成	医療費助成 ひとり親家庭等 早期適用	後期高齢者医療の 早期適用	障がい基礎年金	障がい厚生年金	特別障がい給付金
			更生医療	育成医療	医療 精神通院									
本文ページ			PI3	PI3	PI3	PI6								
窓口			福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	保健所	子育て 支援課	国保 年金課	国保 年金課	国保 年金課	年金 事務所	国保 年金課	
身体障がい者 手帳	視覚障がい	1級	△	△		△		両親のどちらかに国民年金の障がい等級1級程度の障がいがある場合など	●	法令に定められた障がい等級により、初診日や保険料納付要件を満たしている場合等	法令に定められた障がい等級により、初診日や保険料納付要件を満たしている場合等	国民年金の任意加入対象で障がい基礎年金を受給していない方など		
		2級	△	△		△	●							
		3級	△	△			●							
		4級	△	△										
		5級	△	△										
		6級	△	△										
	聴覚・平衡 機能障害	2級	△	△		△	●							
		3級	△	△			●							
		4級	△	△										
		5級	△	△										
		6級	△	△										
	音声・言語 機能障がい	3級	△	△			●							
		4級	△	△			△							
	肢体不自由 上肢 下肢 体幹	1級	△	△		△	●							
		2級	△	△		△	●							
		3級	△	△			●							
		4級	△	△			△							
		5級	△	△										
		6級	△	△										
	内部障がい	1級	△	△		△	●							
		2級	△	△		△	●							
		3級	△	△			●							
		4級	△	△										
療育手帳	A1				△	●								
	A2				△	●								
	B1													
	B2													
精神障がい者 保健福祉手帳	1級			△	△	●								
	2級			△		●								
	3級			△										
障がい者手帳なし（発達障がい等）					△									
難病						△	△							
所得制限の有無			有	有	有	有		有		有	有	有	有	
備考			18歳以上	18歳未満		1歳以上		子どもが 18歳未満	65歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	

●はおおむね全部が、△は一部が対象となります。

区分			手当					公共料金等の割引・免除					
制度			特別障がい者手当	障がい児福祉手当	特別児童扶養手当	介護者手当	在宅障がい者	児童扶養手当	ⅡⅢ 放送受信料の免除（全額）	ⅡⅢ 放送受信料の免除（半額）	ⅡⅢ 放送受信料の免除（半額）	携帯電話料金の割引	ⅡⅢ 無料番号案内「ふれあい案内」
本文ページ			P44	P45	P43	P38			P48	P48			
窓口			福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	子育て支援課		福祉課	福祉課		各社	NTT
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級	△	△	△	△	両親のどちらかに国民年金の障がい等級1級程度の障がいがある場合など	△	△	●	●		
		2級	△	△	△			△	△	●	●		
		3級							△	△	●	●	
		4級							△	△	●	●	
		5級							△	△	●	●	
		6級							△	△	●	●	
	聴覚・平衡機能障害	2級	△	△	△				△	△	●	△	
		3級							△	△	●	△	
		4級							△	△	●	△	
		5級							△	△	●		
		6級							△	△	●	△	
	音声・言語機能障がい	3級							△		●	△	
		4級							△		●	△	
	肢体不自由 上肢 下肢 体幹	1級	△	△	△	△			△	△	●	●	
		2級	△	△	△				△	△	●	●	
		3級							△		●		
		4級							△		●		
		5級							△		●		
		6級							△		●		
	内部障がい	1級	△	△	△	△			△	△	●		
		2級	△	△	△				△	△	●		
		3級							△		●		
		4級							△		●		
	療育手帳	A1	△	△	△	△			△	△	●	●	
A2		△	△	△			△	△	●	●			
B1				△			△		●	●			
B2				△			△		●	●			
精神障がい者 保健福祉手帳	1級	△	△	△	△		△	△	●	●			
	2級						△		●	●			
	3級						△		●	●			
障がい者手帳なし（発達障がい等）					△								
難病										●			
所得制限の有無			有	有	有		有						
備考			20歳以上	20歳未満	20歳未満		子どもが18歳未満	世帯全員住民税非課税	世帯主で契約者			聴覚、音声、言語は要登録	

●はおおむね全部が、△は一部が対象となります。

区分			税金の控除・免除								権利擁護		
制度			障がい者控除 所得税の 控除	住民税の障がい者 控除	相続税の障がい者 控除	贈与税	自動車税 (種別税)	軽自動車税 (種別税)	自動車税 (環境性能税)	軽自動車税 (環境性能税)	成年後見制度	成年後見制度利用 支援	地域福祉権利擁護 事業
本文ページ											P36	P36	P36
窓口			税務署	課税課	税務署	税務署	天草 広域本部	課税課	天草 広域本部	天草 広域本部	社協	福祉課	社協
身体障がい者 手帳	視覚障がい	1級	●	●	●	●	●	●	●	●			
		2級	●	●	●	●	●	●	●	●			
		3級	●	●	●		●	●	●	●			
		4級	●	●	●		△	△	△	△			
		5級	●	●	●								
		6級	●	●	●								
	聴覚・平衡 機能障害	2級	●	●	●	●	●	●	●	●			
		3級	●	●	●		●	●	●	●			
		4級	●	●	●								
		5級	●	●	●								
		6級	●	●	●								
	音声・言語 機能障がい	3級	●	●	●		△	△	△	△			
		4級	●	●	●								
	肢体不自由 上肢 下肢 体幹	1級	●	●	●	●	●	●	●	●			
		2級	●	●	●	●	△	△	△	△			
		3級	●	●	●		△	△	△	△			
		4級	●	●	●		△	△	△	△			
		5級	●	●	●		△	△	△	△			
		6級	●	●	●		△	△	△	△			
	内部障がい	1級	●	●	●	●	●	●	●	●			
		2級	●	●	●	●	●	●	●	●			
		3級	●	●	●		●	●	●	●			
		4級	●	●	●								
療育手帳	A1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△
	A2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△
	B1	●	●	●							△	△	△
	B2	●	●	●							△	△	△
精神障がい者 保健福祉手帳	1級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△
	2級	●	●	●	●						△	△	△
	3級	●	●	●	●						△	△	△
障がい者手帳なし（発達障がい等）											△	△	△
難病													
所得制限の有無													
備考													

VIII. 防災情報について

(1) 天草市公式 LINE

このLINE(ライン)では、安心安全情報や防災情報、火災情報などを中心に配信します。

【登録方法】

次のいずれかの方法をお願いします。

① QRコードからの登録

右のQRコードを読み取って登録します。



② 検索して登録

友だち追加を選択して、ID検索から「@amakusa-city」と入力して登録

【受信設定】

①トーク画面にあるメニューから受信設定を選択する。

②お名前、受信したい情報の種別を選択して送信する。

(2) 天草市安心・安全メール

市内で発生した火災情報や防災、大気環境、健康情報などをメールで配信します。

【登録方法】

①火災情報

・re-amashou@amakusa-web.jp(または右のQRコードを読み込む)へ空メールを送信。返信メールに掲載してあるアドレスにアクセスして表示されるページに従い登録の手続きをしてください。



②防災、大気環境、健康情報など

・re-ansin@amakusa-web.jp(または右のQRコードを読み込む)へ空メールを送信。返信メールに掲載してあるアドレスにアクセスして表示されるページに従い登録の手続きをしてください。



(3) 耳で聴くハザードマップ

視覚に障がいのある方などが、平時の自身の災害リスク等を認識し、早めの非難につなげていただくことを目的として、ハザードマップの情報等を音声で聴くことができるサービスです。

音声コード読み上げアプリ「Uni-Voice Blind (ユニボイス ブラインド)」を使ってスマートフォンで現在地の気象情報や災害リスク情報を音声で案内します。

ユニボイス ブラインドアプリは、視覚障がいのある方向けに開発された、音声コード「Uni-Voice」を読み取るアプリです。アプリは以下の QR コードから無料でインストールできます。

※詳しくは熊本県ホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/209875.html>)をご確認ください。



インストールはこちらから

IX. 天草市の障がい福祉団体

(1) 障がい福祉団体

障がい福祉団体は、障がい者やその家族等で構成された団体です。障がい者の福祉の向上と会員の親睦や交流を深めるために活動を行っています。随時、会員を募集しています。

詳細は、P60以降の各団体のチラシをご参照ください。

No.	団体名称	事務局 連絡先	対象
1	天草市 身体障害者福祉協議会	〒863-2424 五和町手野二丁目 1551 番地 TEL 33-0605 / Fax 33-0605	身体障がい 障がい者全般
2	天草市 視力障がい者福祉協会	TEL 080-1730-5622 (大塚氏)	視力障がい
3	熊本県ろう者福祉協会 天草支部	〒863-0003 本渡町本渡 2547 番地 2 天草市商工会館内 Fax 24-2652 メール myouse@khaki.plala.or.jp	聴覚障がい
4	白い雲の会	〒863-0002 本渡町本戸馬場 2179 番地 1 天草本渡青年会議所内 TEL 24-0718 / Fax 24-0723 メール shiroikumo@smile.email.ne.jp	知的障がい
5	天草ひだまりの会	〒863-2801 天草町大江 504 番地 23 地域活動支援センターひだまりの家内 TEL 090-1979-8640 (赤星氏)	身体障がい 知的障がい 精神障がい
6	ダウン症児を育てる 家族の会「サニー」	メール Amakusa.sanny@gmail.com	ダウン症
7	精神保健福祉会 天草地域家族会	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5 障がい者支援センター リンク内 TEL 52-5877 / Fax 52-5888	精神障がい



(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業とは、障がいのある方やその家族等による自主的な活動を、行政が費用面等で支援することにより、市民のみなさんが障がいのある方への理解を深めていただくことや共生社会の実現を目的とした事業です。

1

ピアサポート支援

身体障がい者相談員や知的障がい者相談員として、障がいのある方やそのご家族からの相談に応じ、必要な制度や相談先を紹介します

【市民と事業所・行政とのパイプ役“身体障がい者相談員”と“知的障がい者相談員”】

身体障がい者相談員や知的障がい者相談員は、本人あるいはご家族に障がいがあるため、相談者の気持ちに寄り添いながらアドバイスをして頂けます。

【身体障がい者相談員】

氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	連絡先	委託先
松下 岩夫	本渡地区	倉本 由紀子	栖本地区	TEL 33-0605	天草市 身体障害者 福祉協議会
竹村 良治	牛深地区	松尾 歳勝	新和地区		
中山 敬雄	有明地区	宮下 幸一郎	五和地区		
長塚 安生	御所浦地区	小畑 重俊	天草地区		
脇本 清美	倉岳地区	松本 若津	河浦地区		

【知的障がい者相談員】

氏 名	連絡先	委託先
櫻田 由布子	メール Amakusa.sanny@gmail.com	ダウン症児を 育てる家族の会 「サニー」
猪口志 真由美		
嶋津 美千代		

(3) ペアレントメンター

ペアレントメンターとは、発達障がいのあるお子さんの子育て経験がある保護者で、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた方です。その育児経験を活かし、お子さんが発達障がいの診断を受けて間もない保護者の方などに対して相談や助言を実施します。

現在は親の集い等、小人数グループでの支援を行っています。

【ペアレントメンターに関する相談窓口】

天草圏域児童発達支援センター すくすく園 療育相談員

TEL:23-7049 FAX:22-4985

【親の集い】

■毎月第3木曜日

奇数月 10:00~11:30

偶数月 13:00~14:30

■場所 天草圏域児童発達支援センターすくすく園

(天草市社会福祉協議会本渡支所内)



天草市身体障害者福祉協議会

現在の取り組み・これからの取り組み

・これまでの取り組み

@障がい者相談事業（秘密厳守）

天草市内に当協会の相談員が配置され、**守秘義務**のもと個別の相談を受けています。どの様なことでもお気軽にお声かけ下さい。

@各種イベント事業開催

グラウンドゴルフや歌謡大会、会員・役員研修などを通して交流を深める活動を実施しています。

・これからの取り組み

@相談事業の充実

これまでの経験と実績を生かしより充実し相談者の身になって相談事業を展開します。

また、相談のスキルアップのために定期的に相談員研修を受けています。

@スポーツの推進

誰でも参加できるニュースポーツの体験や障がい者スポーツを導入し、高い競技性を追求します。

631475

8 6 3 - 2 4 2 4

身天 天
体草 草
障市 市
害五
者和
者町
福手
祉一
協野
議五
会二
宛五
丁
目

- ・どうしたらいいのかな？
- ・どんな仕事があるのかな？
- ・あんな事出来ないかな！
- ・こんな協会にしたいな！

色んな経験のある仲間たちに
仕事や生活のこと何でも

相談してみよう！

会員募集

●各種スポーツ交流や文化芸術に
触れてみませんか？

●関わり方はあなた次第！

当協会では新入会員及び賛助会員・協
力会員を募集しております。特別な制約
は無く気軽に参加して下さい。

障がいのある人の持つ課題や情報の
共有しながら障がいのあるひとと創り
ひとも共によりよい生活の場づくりを
目指しましょう！

市役所・各支所及び天草市社会福祉協
会・各支所に会費申込書を設置してあり
ます。お問い合わせ下さい。

お待ちしております。

・問い合わせ先は

天草市身体障害者福祉協議会事務局

住所・天草市五和町手野2-1551

TEL: FAX 0966-33-0605

E-Mail: amakusctfb@gmail.com



※申込先 天草市身体障害者福祉協議会事務局（天草市五和町手野 2-1551）TEL/FAX 33-0605

@天草市内には旧市町単位に支部があります。希望される支部番号に○を付けてください。

@当協会に希望されるご意見などお聞かせください。

@なお、この個人情報は会員募集以外には使用致しません。

@天草市役所・障がい福祉係・天草市社会福祉協議会でもお預かり致します。

↓ 切り取り線 ↓

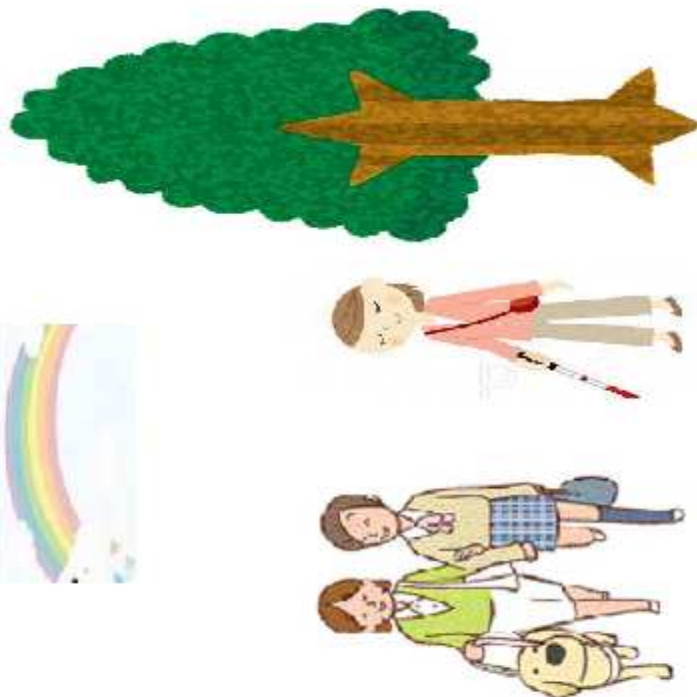
・直接郵送される場合は切手を貼り、切り取って二つ折りにのりつけてご投函して下さい。

天草市身体障害者福祉協議会入会申込書（ 年 月 日）			
会員種別	(1) 会 員 (2) 賛助会員 (3) 協力会員		
住 所	〒 _____ 天草市 _____ 町 _____ 番地 (_____ 棟 号)		
フリガナ		生年月日	・大正 _____ ・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 ・平成 _____ ・令和 _____
氏 名			
性 別	男 女		
等級 / 種	/	部位	上肢 下肢 体幹 視覚 聴覚 平衡 言語 内部
障がい名			
希望される 所属支部	1 本渡・2 牛深・3 御所浦・4 倉岳・5 栖本・6 有明・7 新和 8 河浦・9 天草・10 五和・11 その他 (_____)		
ご意見等			

の
り
し
ろ

@ハガキ様式になっています。切り取り、折りたたみ、切手を貼って投函されても結構です。

天草市視力障がい者福祉協会会員募集



お知り合いの視覚障がい者に、ぜひお知らせ下さい。

あなたはひとりじゃない

～住み慣れた地域でつながりを！～

**私たちと一緒に、互いに支えあう仲間と生活の
質の向上をめざしませんか？**

幅広い年代の仲間が、あなたの入会をお待ちしています。

天草市視力障がい者福祉協会

連絡先

会長：大塚 聖子

☎ 080-1730-5622

天草市視力障がい者福祉協会とは？

① 概要

★天草市の目に障がいがある人の集まりです。

★創立約70年の歴史があります。

② 会員紹介

★30代から80代までの老若男女がいます。

★趣味はカラオケ、読書、手芸、スポーツ、音楽など多彩！

★音声読み上げ可能な携帯電話、スマホ、パソコンを、

多くの会員が使用しています。

③ 活動紹介

★月に数回集まり、情報交換、手芸、パソコン、折り紙など興味のあることをして楽しんでいます。

★恒例行事は4月の総会、5月の歩こう会、8月のブドウ狩り、

12月か1月の忘、新年会、3月のお花見などなど…

★このほかにも多彩な行事を実施。

★毎年5月に身体障がい者スポーツ大会に参加します。(希望者のみ)。成績優秀者は全国大会に出場。

★毎月、月初めに会報をデিজィーやカセットテープで発行。

④ 熊本県視覚障がい者福祉協会

★私たちの会の上部団体は熊本県視覚障がい者福祉協会です。

★県の協会主催で年2回程度の料理教室、文化祭、県の歩こう会などがあります。

⑤ ボランティア団体紹介

★天草エコーの会…毎月、月初めに市政だよりを音訳して、デিজィーやカセットテープを作成して頂いています。

★毎年、総会のお手伝いをして頂いています。

★年1回程度のエコーの会との集いで情報交換をしています。



熊本県ろう者福祉協会天草支部 会 員 募 集

聞こえない、聞こえにくいことで、
悩んだり生きづらさを感じている
あなた。私たちと話しませんか？
一緒に行動しませんか？

私たち、一般財団法人熊本県ろう
者福祉協会は、聴覚障がい者の福
祉の増進を目指し、会員同士の親
睦を大切に活動している、ろう者
の当事者団体です。県内各地に支
部があり、天草支部は令和2年度
に設立50周年を迎えます。

会員は現在26名。高齢化で会員
減少が…。

手話ができなくても大丈夫。私た
ちと共に活動している、手話サー
クル「天草わかぎ」の仲間達と手
話を学びませんか？私たちは、聞
こえない仲間を待っています。

年 会 費

○一般会員 20,000円

※男70歳まで・女65歳まで

○高齢者会員 10,000円

※男71歳以上・女66歳以上

ただし、入会金は2,000円



手話



宜しくお聞いしませう



(一財) 熊本県ろう者福祉協会天草支部

天草聴覚障害者センター（天草市商工会館内）

〒863-0003 天草市本渡町本渡2547-2

問い合わせ先

支部長 明 瀬 直 幸（天草市佐伊津町451-5）

Fax(☎)：0969-24-2652

E-mail：myouse@khaki.plala.or.jp

熊本県ろう者福祉協会天草支部の主な年間行事

4月下旬 定期総会
 9月上旬 九州ろうあ者大会
 10月頃 グラウンドゴルフ大会
 11月上旬 研修旅行
 12月下旬 忘年会
 2月頃 ボウリング大会
 3月下旬 花見会
 その他に学習会などあります。
 (過去内容：介護保険、薬の説明、健康寿命など…)



○天草地区ライブラリーの運営

字幕付き DVD、手話の学習
 教材の貸し出しあり。
 聞こえない人が楽しめる
 図書館です。

毎週月曜日・木曜日
 朝9時30分～11時40分
 毎週火曜日
 夜7時45分～8時
 ※祝日は閉館



白い雲の会

(熊本県手をつなぐ育成会・天草)

スローガン

子どもに自信を！

親に勇気を！

社会に理解を！

会の目的

「白い雲の会」は、常任会員(保護者及び関係職員)ほか多くの賛助会員・賛助団体の方々の支援を受け、障がい児(者)の社会参加と幸せのために、福祉の増進並びに社会啓発の推進を目的としています。

収入は・・・

- ・会員会費
- ・心のとも鉛筆販売収益
- ・映画会の収益
- ・各市町村より助成金
- ・寄付金等

その収入でこのような活動をしています

- ・白い雲の会レクリエーション
- ・会員研修のための講演会(学習会)実施
- ・であいふれあいフェスタへの補助
- ・秋の集い(支援学級)への補助
- ・手をつなぐ育成会各大会参加経費補助

会員の募集

昭和45年、医療、教育、福祉の充実をめざし設立、多くの方々に支えていただいています。本会の趣旨をご理解いただき、入会して頂ける方は、右記まで会費を納入下さいますようお願い致します

白 い 雲 の 会
会 長 堤 田 照 一

会費について

常任会員：1口 1,000円(保護者・職員他関係者)

賛助会員：1口 500円(一般の協力者)

賛助団体：1口 5,000円(企業・団体)

※ 単年度会費となります。

郵便振り込み 口座番号:01970-2-14692

(会費納入用) 加入者名:「白い雲の会」

白い雲の会事務局

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場2179-1

(一般社団)天草本渡青年会議所 内

電話0969-24-0718 FAX 24-0723

メール shiroikumo@smile.email.ne.jp

NPO法人

ひだまりの家

春のひだまりのようなあたたかい「ひだまりの家」をめざして！

私たちは、障害をもった子どもの親の悩み、生活といったいろんな相談の場として平成9年に「ひだまりの会」を発足。その後町の支援の下「ひだまりの家」を開設し、現在は地域活動支援センターとして地域の人たちと交流しながら楽しく活動しております。

★作業所名 NPO法人 ひだまりの家

所在地 熊本県天草市天草町大江 504 番地 23
TEL: 090-7159-2357 (携帯)
運営母体 天草町ひだまりの会
設立 平成11年5月1日

★ひだまりの家おもな行事

- 4月 ジャがじゃがまつり作品展示即売会
- 8月 交流会
- 9月 奉仕作業
- 10月 他町の親の会との交流会（ボウリング大会）
- 11月 福連木子守唄まつり作品展示即売会
- 12月 冬季育成会（クリスマス会）
- 1月 新年会
- 2月 視察研修
- 3月 学習会



連絡先

NPO 法人ひだまりの家 090-1979-8640 (赤星)
090-7159-2357 (ひだまりの家)
受付時間 午前9時から午後3時

日課表（月～金曜日）

朝の会	9:00～ 9:30
作業	9:30～10:30
小休憩	10:30～10:45
作業	10:45～12:00
昼食	12:00～13:30
作業	13:00～14:30
帰りの会	14:30～15:00

🚗 無料送迎もいたします。

ひだまりの家ではクラフトテープを使ったかご作りや、高浜焼きに絵付けをしたり、木工作品（干支絵馬）、クッション、腕力バー、袋物を作り販売しています。
製品作り以外にアルミ缶収集も行なっています。



ダウン症児のご家族へ

ダウン症児を育てる家族の会



「サニー」へおいで♪

***** LINEグループのご案内 *****



〔エリア〕 上天草市・天草市・苓北町

〔メンバー〕 ダウン症児(乳児～小学生くらい)のママさん

〔内容〕 主にLINEで情報交換していますが、不定期に集まってゆる～い感じで「おしゃべり会」や「勉強会」などもやってます♪

★ どうやって育てたらいい？

★ どんな感じで成長するの？

★ 保育園に通えるかしら？

★ どんな療育やってるの？

★ 小学校選びはどうしてる？

★ 誰かに気持ちを話したい！



いろんな想いを「共感できる仲間」がたくさんいますよ！

お問い合わせ

方法

下記メールアドレスにご連絡ください。
LINE「お友だち追加」用のQRコードを送ります。

担当

さくらだ ゆうこ

メール

Amakusa.sanny@gmail.com



精神保健福祉会 天草地域家族会

統合失調症、うつ病、躁うつ病などの精神疾患をもつ人を身内にかかえる家族が集まり、同じ悩みを語り、互いに支え合う会が家族会です。家族会の3本柱を紹介すると

①相互支援(助け合い)

「自分だけが悩んでいるのではなかった」「思いを受け止めとめてもらえた」と、仲間がいるという発見を通して安心や癒しを得られる場です。皆で楽しめる場もあります。

②学習(学び合い、知見を広める)

家族が学びべきことは、病気や治療に関する事だけでなく、リハビリ・福祉制度や障がい者に関係する法制度、利用できる社会資源など多方面にわたります。家族会ではこれらの学習を、家族教室・研修会・講演会・施設の見学会などを通して実践しています。

③社会的運動(外に向かった働きかけ)

医療や制度などの改善を要求しグループホームなどの社会資源の充実や運営にも力を入れてきました。現在、福祉制度や計画に向けての当事者としての発言、署名活動、陳情、会議への参加、広報・啓発等々、行っています。「笑って・語って・つながって」私達と一緒に活動してみませんか。皆様のご加入をお待ちしております。

問い合わせ先

精神保健福祉会・天草地域家族会事務局

障がい者支援センター「リンク」内

☎ 0969-52-5877

会員募集中



X. 事業所等一覧

天草市分については行政区順に掲載。市外局番(0969)は省略。

(1) 相談支援

1

特定相談支援・障がい児相談支援事業所

天草市 事業所名		郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象				実施 地域 天草市
				者			児	
				身体	知的	精神		
1	社会福祉法人 慈永会 地域療育支援事業所 第2 はまゆう療育園	〒863-0033 東町 28 番地 20	22-6864 22-6864	●	●			●
2	NPO 法人 ステップバイステップ 相談支援事業所 ピースバイピース	〒863-0023 中央新町6番 13号	66-9819 66-9823	●	●	●	●	●
3	一般社団法人 一期一会 相談支援事業所 なごみ	〒863-0014 東浜町 13 番地 8 東浜ハイツ 1 階 103 号室	090-5750 -8805 27-0753	●	●	●	●	●
4	社会福祉法人 北斗会 星光園相談支援事業所「ほほえみ」	〒863-0049 北原町 9 番 32 号	23-3503 22-3962	●	●	●	●	●
5	株式会社 REROTTO 相談支援事業所 Cruto あまくさ	〒863-0003 本渡町本渡 2611 番地 4	22-3363 22-9611	●	●	●	●	●
6	有限会社 Minato 相談支援事業所 こことも(休止 R8.4.1～)	〒863-0011 北浜町 2682 番地2	080-6133 -5530 22-0152	●	●	●	●	●
7	社会福祉法人 啓明会 相談支援センター れいざん	〒863-0006 本町下河内 680 番地	23-7539 22-5090		●			●
8	社会福祉法人 啓友会 相談支援事業所 なんかい	〒863-0006 本町下河内 1685 番地 1	24-1456 22-4977	●	●	●	●	●
9	社会福祉法人 あまくさ福祉会 地域生活支援センター グリーン	〒863-2171 佐伊津町 401 番地 5	22-1770 22-1771	●	●	●	●	●
10	NPO 法人 ワークショップひなたぼっこ ひまわり	〒863-1901 牛深町 2286 番地 103	77-8029 73-0155	●	●	●	●	●
11	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888	●	●	●	●	●
12	社会福祉法人 弘仁会 ゆうすい	〒863-2201 五和町御領 2395 番地 2	32-2355 32-2366	●	●	●		●
13	NPO 法人 福祉の里かわうら 障がい者支援センター らいふ	〒863-1214 河浦町久留 217 番地 2	76-1351 76-1352	●	●	●	●	●

上天草市 事業所名		郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象				実施 地域 天草市
				者			児	
				身体	知的	精神		
1	社会福祉法人 恵山会 指定特定相談支援事業所 きずな	〒861-6103 松島町今泉 6172 番地	56-2111 56-2192		●			●

苓北町 事業所名		郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象				実施 地域
				者			児	
				身体	知的	精神		
1	社会福祉法人 啓仁会 天草整肢園 相談支援事業所	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1717 35-1675	●	●	●		●
2	合同会社放生 障がい者支援センター 放生	〒863-2507 富岡 3278 番地 2	070- 4565-2252	●	●	●	●	●

2

一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業所

天草市 事業所名				郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域 天草市
						身体	知的	精神	
1	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク	●	●	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888	●	●	●	●
2	NPO 法人 福祉の里かわうら 障がい者支援センター らいふ	●	●	〒863-1214 河浦町久留 217 番地 2	76-1351 76-1352	●	●	●	●

(2) 訪問系サービス

1

居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・同行援護事業所

	天草市 事業所名	居宅 介護	同行 援護	重度 訪問	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
							身体	知的	精神	
1	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターイルカ	●	●	●	〒863-0003 本渡町本渡 2568 番地 4	24-0482 24-7888	●	●	●	限定 ※
2	株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター本渡	●		●	〒863-0019 小松原町 12 番 10 号 ELビル天草 103 号	27-6888 27-6889	●	●	●	●
3	セントケア九州株式会社 セントケア天草	●			〒863-0033 東町 2 番 14 号 電設会館2階	27-6127 24-4221	●	●		●
4	有限会社 ふれあいサロン・はまなす ヘルパーステーション・はまなす	●	●	●	〒863-0002 本渡町本戸馬場 2094 番 地 7	27-0201 27-0211	●	●	●	●
5	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 本渡	●	●	●	〒863-0043 亀場町亀川 1886 番地 2	27-5688 22-4985	●	●	●	限定 ※
6	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 牛深	●	●	●	〒863-1901 牛深町 2286 番地 103	72-2904 73-2984	●	●	●	限定 ※
7	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 御所浦	●		●	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527 番 地	67-3782 67-3044	●	●	●	限定 ※
8	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 倉岳	●		●	〒861-6402 倉岳町棚底 1997 番地 1	64-3895 64-3766	●	●	●	限定 ※
9	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 五和	●		●	〒863-2201 五和町御領 2943 番地	32-1182 32-0712	●	●	●	限定 ※
10	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 河浦	●	●	●	〒863-1215 河浦町白木河内 223 番地 12	76-1401 76-1425	●	●	●	限定 ※

- ※ ふくしサービスセンターイルカの実施地域は、本渡、新和、五和、有明、倉岳、栖本、天草（福連木のみ）地区のみ。
- ※ 天草市社協ヘルパーセンター本渡の実施地域は、本渡、新和、五和、有明地区のみ。
- ※ 天草市社協ヘルパーセンター牛深の実施地域は、牛深、天草、河浦地区のみ。
- ※ 天草市社協ヘルパーセンター御所浦の実施地域は、御所浦、倉岳、栖本地区のみ。
- ※ 天草市社協ヘルパーセンター倉岳の実施地域は、天草市の倉岳、栖本、下浦、志柿、瀬戸地区。上天草市の龍ヶ岳、松島町教良木地区のみ。
- ※ 天草市社協ヘルパーセンター五和の実施地域は、天草市の本渡、五和地区。苓北町のみ。
- ※ 天草市社協ヘルパーセンター河浦の実施地域は、河浦、牛深、天草、新和地区のみ。

上天草市 事業所名				郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
居 宅 介 護	同 行 援 護	重 度 訪 問				身 体	知 的	精 神	
1	株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター大矢野	●		〒869-3603 大矢野町中 478 番地 26	(0964) 57-4770 (0964) 56-6050	●	●	●	●
2	株式会社 Steki ケアステーション Cruto 大矢野	●		〒869-3603 大矢野町中4467番地 4	(0964) 57-1133 (0964) 57-0888	●	●	●	限定 ※

※ ケアステーション Cruto 大矢野の実施地域は、要相談。

苓北町 事業所名				郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
居 宅 介 護	同 行 援 護	重 度 訪 問				身 体	知 的	精 神	
1	医療法人社団 稲穂会 ヘルパーステーション JCS24	●		〒863-2502 上津深江 278-10	37-1111 37-0288	●			限定 ※

※ ヘルパーステーション JCS24 の実施地域は、五和、天草地区のみ。

2

自立生活援助事業所

天草市 事業所名				郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
居 宅 介 護	同 行 援 護	重 度 訪 問				身 体	知 的	精 神	
1	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク			〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888	●	●	●	●

(3) 日中活動系サービス

1

生活介護事業所

	天草市 事業所名	定員 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
					身体	知的	精神	
1	社会福祉法人 慈永会 地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園	5	〒863-0033 東町 28 番地 20	22-6864 22-6864	●	●		●
2	株式会社 アト・みらい ちはや	20 共生型	〒863-0022 栄町 6 番 1 号	33-8377 66-9474		●		●
3	NPO 法人ステップバイステップ みやおみやおベーカーリー	8	〒863-0023 中央新町 14 番 10 号	24-4037 24-4013		●		●
4	社会福祉法人 北斗会 苓南寮	40	〒863-0049 北原町 5 番 14 号	22-3393 23-0746	●	●		●
5	社会福祉法人 北斗会 星光園	80	〒863-0049 北原町 8 番 37 号	23-3503 22-3962	●	●		限定 ※
6	社会福祉法人 啓明会 苓山寮	60	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-5339 22-5090		●		●
7	社会福祉法人 啓明会 第二苓山寮	30	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-1766 22-5090		●		●
8	社会福祉法人 啓明会 第二天草学園	30	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-3873 22-3887		●		●
9	社会福祉法人 啓友会 通所センター あいむ	20	〒863-0006 本町下河内 1342 番地 3	24-0778 24-0707	●	●	●	●
10	社会福祉法人 啓友会 南海寮	70	〒863-0006 本町下河内 1685 番地 1	23-3850 22-4977	●	●	●	●
11	社会福祉法人 あまくさ福祉会 就労サポートセンター ぴ～す	20 共生型	〒863-2171 佐伊津町 401 番地 5	22-1770 22-1771	●	●	●	●
12	社会福祉法人 南星会 なぎさ寮	60	〒863-1511 深海町 5787 番地	75-0066 75-0066		●		●
13	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク	15	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888	●	●	●	●
14	社会福祉法人 弘仁会 障がい者サポートセンター ゆうすい	50	〒863-2201 五和町御領 2395 番地 2	32-2355 32-2366		●		●
15	NPO 法人ワークショップひなたぼっこ めぶき	15	〒863-1214 河浦町久留 217 番地 2	73-0155 73-0155	●	●	●	●

※ 星光園の実施地域は、本渡、五和、新和、有明、栖本地区のみ。

天草市 基準該当サービス 事業所名		定員 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
					身体	知的	精神	天草 市
16	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協デイサービスセンター 有明	30	〒861-7201 有明町赤崎 2010 番地 9	53-0110 53-1546	●	●	●	限定 ※
17	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協デイサービスセンター よこうら	10	〒866-0303 御所浦町横浦 54 番地 1	67-3251 67-3252	●	●	●	限定 ※

※ 通所介護サービス海ん里の実施地域は、牛深・河浦地区（一部）のみ。

※ 天草市社協デイサービスセンター有明の実施地域は、天草市の有明、志柿地区、上天草市の松島町今泉地区のみ。

※ 天草市社協デイサービスセンターよこうらの実施地域は、御所浦地区のみ。

上天草市 事業所名			定員 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
						身体	知的	精神	
1	社会福祉法人 恵山会 障害者支援施設 きずなの里		60	〒861-6103 松島町今泉 6175 番 3	56-2111 56-2192		●		●

苓北町 事業所名			定員 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
						身体	知的	精神	天草 市
1	社会福祉法人 啓仁会 障害者支援施設 天草更生園		60	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1311 35-1312	●	●	●	●
2	社会福祉法人 啓仁会 障害者支援施設 苓龍苑		40	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1671 35-1675	●	●	●	●
3	社会福祉法人 啓仁会 障害者支援施設 天草整肢園		40	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1671 35-1675	●	●	●	●

2

療養介護施設

苓北町 事業所名			定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
		身体				知的	精神	天草 市	
1	社会福祉法人 慈永会 はまゆう療育園		170	〒863-2503 志岐1059番地	35-1258 35-2398	●	●		●

3

短期入所(ショートステイ)事業所

天草市 事業所名			郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象				実施 地域 天草市
					者			児	
					身体	知的	精神		
1	株式会社 アト・みらい てらす	3 福祉	〒863-0034 浄南町3番42号	22-8800 66-9474		●			●
2	社会福祉法人 北斗会 星光園	6 福祉	〒863-0049 北原町 8 番 37 号	23-3503 22-3962	●	●		●	●
3	社会福祉法人 啓明会 天草学園 短期入所事業	3 福祉	〒863-0006 本町下河内680番地	22-3873 22-3887				●	●
4	社会福祉法人 啓明会 第二天草学園 短期入所事業	2 福祉	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-3873 22-3887		●			●
5	社会福祉法人 啓明会 苓山寮 短期入所事業	1 福祉	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-5339 22-5090		●			●
6	社会福祉法人 啓友会 南海寮	5 福祉	〒863-0006 本町下河内 1685 番地 1	23-3850 22-4977		●		●	●
7	社会福祉法人 南星会 なぎさ寮	2 福祉	〒863-1511 深海町 5787 番地	75-0066 75-0066		●			限定 ※
8	社会福祉法人 弘仁会 障がい者サポートセンター ゆうすい	2 福祉	〒863-2201 五和町御領 2395 番地 2	32-2355 32-2366		●			●
9	株式会社 涼風 グループホーム ダンケ	1 福祉	〒861-7314 有明町大島子2430番地	080-4313 -3873	●	●	●		●

※ なぎさ寮の実施地域は、牛深方面のみ。

上天草市 事業所名			定員 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象				実施 地域 天草 市
						者			児	
						身体	知的	精神		
2	社会福祉法人 恵山会 障害者支援施設 きずなの里	空床型 福祉	〒861-6103 松島町今泉 6175 番 3	56-2111 56-2192		●			●	

苓北町 事業所名			郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象				実施 地域 天草市
					者			児	
					身体	知的	精神		
定員 型									
1	社会福祉法人 慈永会 はまゆう療育園 短期入所事業所	2 医療	〒863-2503 志岐 1059番地	35-1258 35-2398	●	●		●	●
2	社会福祉法人 啓仁会 障害者支援施設 苓龍苑	3 福祉	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1671 35-1675	●	●	●	●	●

4

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所

	天草市 事業所名	機能 訓練	生活 訓練	定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
							身体	知的	精神	
1	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク		●	14	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888	●	●	●	●
2	社会福祉法人 晃明会 天草ボランの広場		●	6	〒863-1111 新和町碓石 66 番地 1	46-2411 46-2410			●	●

5

就労選択支援事業所

	天草市 事業所名	定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
					身体	知的	精神	
1	社会福祉法人 北斗会 就労支援事業所 苓南寮	10	〒863-0049 北原町 5 番 14 号	22-3393 23-0746	●	●	●	●

6

就労移行支援事業所

	天草市 事業所名	定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
					身体	知的	精神	
1	社会福祉法人 北斗会 苓南寮	6	〒863-0049 北原町 5 番 14 号	22-3393 23-0746	●	●		●
2	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク	6	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888	▲	●	●	●

天草市 事業所名		A 型	B 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
		定員				身体	知的	精神	天草 市
1	合同会社スリーアップ 障がい者支援センター アップ		20	〒863-0031 南新町13番地18	33-9555 33-9556		●	●	●
2	社会福祉法人 のぞみ作業所 障害者支援センター のぞみ		20	〒863-0022 栄町23番9号	22-7485 22-7485	●	●	●	●
3	NPO 法人 ステップバイステップ みやおみやおベーカーリー		12	〒863-0023 中央新町14番10号	22-6507 66-9823		●		●
4	NPO 法人 ビタミンあい ビタミンあい		20	〒863-0025 古川町1番25号 富士ビル1階103号	66-9988 66-9988		●		●
5	一般社団法人 一期一会 なごみワーク		20	〒863-0014 東浜町10番1号 三貴ビル3F-B	27-5600 27-0753	●	●	●	●
6	NPO 法人カンナの会 障がい者支援センター ぴゅあ		20	〒863-0013 今釜新町3539番地	66-9565 66-9566	▲	●	●	●
7	社会福祉法人 北斗会 就労支援センター 苓南寮		20	〒863-0049 北原町5番14号	22-3393 23-0746	●	●		●
8	社会福祉法人 白い雲の会 かしの木学園		40	〒863-0044 楠浦町錦島26番地17	23-5556 23-5692		●		●
9	社会福祉法人 あまくさ福祉会 就労サポートセンター ぴ〜す		35	〒863-2171 佐伊津町401番地5	22-1880 22-1886	●	●	●	●
10	NPO 法人 すとろーはっと すとろーはっと		25	〒863-2171 佐伊津町5377番地	22-1718 33-8080	●	●	●	●
11	NPO法人ワークショップひなたぼっこ NPO 法人ワークショップひなたぼっこ		40	〒863-1901 牛深町129番地3	73-0155 73-0155	●	●	●	●
12	NPO 法人 やじろべえ やじろべえ		20	〒861-7201 有明町赤崎2012番地2	53-0393 53-0393	●	●	●	●
13	一般社団法人 光輪 就労継続支援センター 煌樹		20	〒861-6303 栖本町馬場3742番地2	66-3888 66-3889	●	●	●	●
14	社会福祉法人 晃明会 天草ポランの広場		30	〒863-1111 新和町碓石66番地1	46-2411 46-2410	●	●	●	●

※ 特定非営利活動法人はっぱの実施地域は、牛深地区およびその近郊のみ。

上天草市 事業所名		A 型	B 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
		定員				身体	知的	精神	天草 市
1	ブライツスタア合同会社 夢の架けはし	20	30	〒861-6102 松島町合津 7909 番地 2	56-3339 56-3340	●	●	●	●
2	NPO 法人 どんぐり村 どんぐり		20	〒869-3601 大矢野町登立 8577 番地 1	(0964) 56-3201 (0964) 53-9177	●	●	●	●
3	NPO 法人 あいランド エコランド		20	〒869-3602 大矢野町上 732 番地 9	(0964) 53-2901	●	●	●	●
4	一般社団法人 バックグラウンドα グリーンライフ		20	〒869-3601 大矢野町登立4000番地1	(0964) 27-5758 (0964) 27-5724	●	●	●	限定 ※

※ グリーンライフの実施地域は、要相談。

苓北町 事業所名		A 型	B 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
		定員				身体	知的	精神	天草 市
1	社会福祉法人 啓仁会 障害者就労(支援)センター 天草更生園	10	40	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1311 35-1312	●	●	●	●

8

就労定着支援事業所

天草市 事業所名		郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象			実施 地域
				身体	知的	精神	
1	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888	●	●	●	●

(4) 居住系サービス

1

障がい者支援施設(施設入所支援)

天草市 事業所名		定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象		
					身体	知的	精神
1	社会福祉法人 北斗会 苓南寮	40	〒863-0049 北原町 5 番 14 号	22-3393 23-0746	●	●	
2	社会福祉法人 北斗会 星光園	80	〒863-0049 北原町 8 番 37 号	23-3503 22-3962	●	●	
3	社会福祉法人 啓明会 苓山寮	60	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-5339 22-5090		●	
4	社会福祉法人 啓明会 第二苓山寮	30	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-1766 22-5090		●	
5	社会福祉法人 啓明会 第二天草学園	30	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-3873 22-3887		●	
6	社会福祉法人 啓友会 南海寮	60	〒863-0006 本町下河内 1685 番地 1	23-3850 22-4977	●	●	●
7	社会福祉法人 南星会 なぎさ寮	60	〒863-1511 深海町 5787 番地	75-0066 75-0066		●	
8	社会福祉法人 弘仁会 障がい者サポートセンター ゆうすい	50	〒863-2201 五和町御領 2395 番地 2	32-2355 32-2366		●	

上天草市 事業所名		定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象		
					身体	知的	精神
1	社会福祉法人 恵山会 障害者支援施設 きずなの里	60	〒861-6103 松島町今泉 6175 番 3	56-2111 56-2192		●	

苓北町 事業所名		定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象		
					身体	知的	精神
1	社会福祉法人 啓仁会 障害者支援センター 天草更生園	60	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1311 35-1312	●	●	●
2	社会福祉法人 啓仁会 障害者支援施設 苓龍苑	40	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1671 35-1675	●	●	●
3	社会福祉法人 啓仁会 障害者支援施設 天草整肢園	50	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1671 35-1675	●	●	●

2

共同生活援助(グループホーム)事業所

	[天草市] 事業所名	定員 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象		
					身体	知的	精神
1	株式会社 アト・みらい てらす	10 包括	〒863-0034 浄南町 3 番 42 号	22-8800 66-9474		●	
2	NPO 法人 ステップバイステップ グループホーム ダゴバ	5 外部	〒863-0022 栄町 14 番 24 号	22-6507 66-9823		●	
3	社会福祉法人 北斗会 苓南寮グループホーム事業所 グループホーム 花あおい	6 外部	〒863-0049 北原町 6 番 6 号	22-3393 23-0746		●	
4	社会福祉法人 北斗会 苓南寮グループホーム事業所 グループホーム 花みずき	7 外部	〒863-0049 北原町 18 番 14 号	22-3393 23-0746		●	
5	社会福祉法人 北斗会 苓南寮グループホーム事業所 グループホーム 花しょうぶ	10 外部	〒863-0049 北原町 18 番 15 号	22-3393 23-0746		●	
6	社会福祉法人 弘仁会 ゆうすいグループホーム事業所 グループホーム かわせみ	7 外部	〒863-0001 本渡町広瀬 99 番地 1	22-2624		●	
7	社会福祉法人 啓明会 グループホーム 宙	6 包括	〒863-0006 本町下河内 542 番地	22-3873 22-3887		●	
8	社会福祉法人 啓明会 第二苓山寮グループホーム事業所 グループホーム はばたき	10 包括	〒863-0006 本町下河内 680 番地	23-7539 22-5090		●	
9	社会福祉法人 啓明会 第二苓山寮グループホーム事業所 グループホーム つばさ	7 包括	〒863-0006 本町下河内 1041 番地	22-1766 22-5090		●	
10	社会福祉法人 啓明会 第二苓山寮グループホーム事業所 グループホーム かなで	7 包括	〒863-0006 本町下河内 1041 番地	22-1766 22-5090		●	
11	社会福祉法人 啓明会 第二苓山寮グループホーム事業所 グループホーム カナン	4 包括	〒863-0006 本町下河内 1042 番地	22-1766 22-5090		●	
12	社会福祉法人 啓友会 南海寮グループホーム事業所 ホームみなみ	6 包括	〒863-0006 本町下河内 1685 番地 1	23-3850 22-4977		●	
13	社会福祉法人 啓友会 南海寮グループホーム事業所 ホームたんぽぽ	7 包括	〒863-0006 本町下河内 1685 番地 1	23-3850 22-4977		●	
14	社会福祉法人 あまくさ福祉会 グリーントパス	10 外部	〒863-2171 佐伊津町 401 番地 1	22-2007 22-2006			●
15	NPO 法人 やじろべえ やじろべえ やじろべえの館	10 包括	〒861-7201 有明町赤崎 2596 番地	53-0663 53-0663	●	●	●
16	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 共同生活支援事業所リンク グループホーム リンク	5 包括	〒861-6403 倉岳町宮田 1176 番地	52-5877 52-5888	●	●	●

天草市 事業所名		定員 型	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象		
					身体	知的	精神
17	社会福祉法人 弘仁会 ゆうすいグループホーム事業所 ゆうすいくらぶ	5 外部	〒863-2201 五和町御領 279 番地 11	32-2355 32-2366		●	
18	社会福祉法人 弘仁会 ゆうすいグループホーム事業所 ゆうすいホーム	4 外部	〒863-2201 五和町御領 12156 番地	32-2355 32-2366		●	
19	社会福祉法人 弘仁会 ゆうすいグループホーム事業所 グループホーム ひばり	5 外部	〒863-2114 五和町城河原 2 丁目 74 番 地 5	32-2355 32-2366		●	
20	社会福祉法人 晃明会 グループホーム 天草ポランの広場	19 外部	〒863-1111 新和町碓石 66 番地 1	46-2411 46-2410			●
21	株式会社涼風 グループホーム ダンケ	5 日中	〒861-7314 有明町大島子 2430 番地	080- 4313-3873	●	●	●

上天草市 事業所名		定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象		
					身体	知的	精神
1	NPO 法人 JEF 釈光苑あまくさ A	10 日中	〒869-3602 大矢野町上 1769 番地 1	(0964) 27-4682 (0964) 27-4692	●	●	●
2	社会福祉法人 恵山会 みゆきホーム	7 包括	〒861-6102 松島町合津 3477 番地 64	56-3155		●	

苓北町 事業所名		定員	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	主たる対象		
					身体	知的	精神
1	社会福祉法人 啓仁会 グループホーム きらめき グループホーム きらめき	10 外部	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1311 35-1312	●	●	●
2	社会福祉法人 啓仁会 グループホーム きらめき 昴	10 外部	〒863-2502 上津深江 10 番地	35-1311 35-1312	●	●	●

(5) 地域生活支援事業

1

日中一時支援

	天草市 事業所名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	送迎
1	NPO 法人 ステップバイステップ ステップバイステップ 日中一時支援事業所	〒863-0023 中央新町 13 番 12 号	22-6507 66-9823	有
2	株式会社 REROTTO こどもの医療発達支援センター Cuole	〒863-0024 川原町 22-11 シャトレテラモト 101	33-9811 33-9822	有
3	株式会社 ウイング 放課後等デイサービス事業所 ウイング	〒863-0011 北浜町 2670 番地 38	23-9526 23-9526	有
4	社会福祉法人 北斗会 星光園 短期入所事業所	〒863-0049 北原町 8 番 37 号	23-3503 22-3962	有
5	社会福祉法人 啓明会 天草学園 短期入所事業所	〒863-0006 本町下河内 606 番地 1	22-3873 22-3887	無
6	社会福祉法人 啓明会 第二天草学園 短期入所事業所	〒863-0006 本町下河内 680 番地	22-3873 22-3887	無
7	社会福祉法人 啓友会 南海寮 短期入所事業所	〒863-0006 本町下河内 1685 番地 1	23-3850 22-4977	有
8	NPO 法人 ワークショップひなたぼっこ おひさま 日中一時支援事業所	〒863-1901 牛深町 129 番地 3	(おひさま) 77-8013 73-0155 (ひなたぼっこ) 73-0155 73-0155	有
9	社会福祉法人 弘仁会 障がい者サポートセンターゆうすい 短期入所事業所	〒863-2201 五和町御領 2395 番地 2	32-2355 32-2366	有

	苓北町 事業所名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	送迎
1	社会福祉法人 慈永会 はまゆう療育園短期入所事業所	〒863-2502 志岐 1215 番地	35-1258 35-2398	無

2

地域活動支援センター

天草市 事業所名		郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	送迎
	定員			
1	社会福祉法人 北斗会 星光園 地域活動支援センター	〒863-0049 北原町9番32号	22-1117 22-1117	●
2	NPO 法人 ひだまりの家 地域活動支援センター ひだまりの家	〒863-2801 天草町大江504番地23	090-7159-2357	●

3

移動支援・福祉有償運送

天草市 事業所名		郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号	有償 運送
1	NPO 法人 ステップバイステップ ステップバイステップ	〒863-0023 中央新町13番12号	22-6507 66-9823	●
2	社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンターイルカ	〒863-0003 本渡町本渡2568番地4	24-0482 24-7888	
3	セントケア九州株式会社 セントケア天草	〒863-0033 東町2番14号 電設会館2階	27-6127 24-4221	
4	NPO 法人 ワークショップひなたぼっこ ひなたぼっこ	〒863-1901 牛深町129番地3	73-0155 73-0155	●

4

訪問入浴サービス

	天草市 事業所名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 本渡	〒863-0043 亀場町亀川 1886 番地 2	27-5688 22-4985
2	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協訪問入浴うしぶか	〒863-1901 牛深町 2286 番地 103	72-3109 73-2984
3	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター 御所浦	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527 番地	67-3782 67-3044

5

居室確保事業

	天草市 事業所名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	NPO 法人 地域ふれあいホームリンク 障がい者支援センター リンク	〒861-6403 倉岳町宮田 1152 番地 5	52-5877 52-5888
2	NPO 法人 福祉の里かわうら 障がい者支援センター らいふ	〒863-1214 河浦町久留 217 番地 2	76-1351 76-1352

(6) その他の相談機関

1 子どもに関する相談

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	発達・子育てに関する相談 本渡・五和・新和地区の方 天草市こども家庭センター	〒863-0034 浄南町 4 番 15 号	22-0404 24-1631
2	発達や療育(特性に応じた発達支援)に関する相談 天草圏域児童発達支援センター すくすく園	〒863-0043 亀場町 亀川 1886 番地 2	23-7049 22-4985
3	子どもや子育てに関する相談 児童家庭支援センター 虹	〒863-0006 本町下河内680番地	66-9022 22-3887

2 就労に関する相談

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	障がい者雇用など一般就労の求人に関する相談 ハローワーク天草	〒863-0050 丸尾町 16 番 48 号	22-8609 24-1051
2	障がい者の一般就労と生活の両立で困ったら 天草障がい者就業・生活支援センター (なかぼつ)	〒863-0001 本渡町広瀬 99 番地 1	66-9866 66-9877
3	障がい者の職業に関する適性等に関する相談など 熊本県障害者職業センター	〒862-1971 熊本市中央区大江 6 丁目 1 番 38 号	(096)371-8333 (096)371-8806
4	若者の就職に関する相談 ジョブカフェ 天草ランチ	〒863-0013 今釜新町 3530 番地	22-4226
5	若者(49歳まで)の就職に関する相談 くまもと若者サポートステーション (サポステ)	〒862-0904 熊本市東区栄町 2 番 15 号 県営健軍団地 1 階	(096)365-0117 (096)365-0117

3 発達障がいに関する相談

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	発達障がい児および家族の相談 熊本県南部発達障がい者支援センター 「わるつ」	〒866-0811 八代市西片町1660番	(0965)62-8839 (0965)32-8951

4 精神保健・医療に関する相談

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	こころの悩み・健康に関する相談 緊急的な精神保健相談 天草保健所	〒863-0013 今釜新町3530番地	23-0172 22-0455
2	こころの悩み・健康に関する相談 緊急的に精神科受診が必要な場合(平日対応) 熊本県精神保健福祉センター	〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1番 120号	(096)386-1166 (096)386-1256
3	緊急的に精神科受診が必要な場合(休日・夜間対応) 熊本県精神科救急情報センター		(096)385-9939 —
4	こころの悩みに関する相談 熊本いのちの電話		(096)353-4343 —
5	こころの悩みに関する相談 熊本こころの電話		(096)285-6688 —

5 ひきこもりに関する相談

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	ひきこもりに関する相談 熊本県ひきこもり地域支援センター 「ゆるここ」	〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1番 120号	(096)386-1177 (096)386-1256

6

権利擁護に関する相談

虐待に関すること

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	子どもの虐待に関する相談 子ども家庭センター児童福祉機能 (天草市役所 こども家庭課 こども相談係)	〒863-0034 浄南町 4 番 15 号	22-0404 24-1631
2	障がい者の虐待に関する相談 障がい者虐待防止センター (天草市役所 福祉課 障がい福祉係)	〒863-8631 東浜町 8 番 1 号	(平日) 32-6071 22-0577 (平日以外・時間外) 23-1111
3	高齢者の虐待に関する相談 天草市役所 高齢者支援課 包括ケア推進係	〒863-8631 東浜町 8 番 1 号	(平日) 24-8864 27-0155 (平日以外・時間外) 23-1111

障がい者差別に関すること

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	障がい者差別に関する相談 身体障がい者相談・知的障がい者相談員	P58参照	
2	障がい者差別に関する相談 広域専門相談員		(096) 333-2244 (096) 383-1739

成年後見制度に関すること

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	成年後見制度に関する相談 あまくさ成年後見センター (天草市社会福祉協議会 本所)	〒863-2201 五和町御領 2943 番地	32-2552 32-2551
2	任意後見制度に関する相談 天草公証役場	〒863-0037 諏訪町 2 番 10 号	22-3666 22-3758
3	成年後見制度の申立て手続きに関する相談 熊本家庭裁判所 天草支部	〒863-0037 諏訪町 16 番 24 号	23-2004
4	成年後見制度の申立て手続きに関する相談 熊本家庭裁判所 牛深出張所	〒863-1901 牛深町 2061 番地 17	72-2540

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	生活困窮に関する相談 あまくさ生活相談支援センター (天草市社会福祉協議会)	〒863-2201 五和町御領 2943 番地	32-2552 32-2551
	五和地区の方 社協 本所 福祉のまちづくり課	〒863-2201 五和町御領 2943 番地	090-6891-7125
	本渡地区(志柿町・瀬戸町・下浦町以外)・新和地区の方 社協 本渡支所	〒863-0043 亀場町亀川 1886 番地 2	080-2744-3008 090-6892-2185
	本渡地区の一部(志柿町・瀬戸町・下浦町) 有明・御所浦・倉岳・栖本地区の方 社協 栖本支所	〒861-6303 栖本町馬場 179 番地	080-2744-1219 090-6891-1713
	牛深・天草・河浦地区の方 社協 牛深支所	〒863-1901 牛深町 2286 番地 103	080-2745-0580 090-6891-9057
2	生活保護に関する相談 天草市役所 福祉課 生活支援1・2係	〒863-8631 東浜町 8 番 1 号	32-6072 22-0577
3	消費生活に関する相談 あまくさ消費生活支援センター	〒863-8631 東浜町 8 番 1 号	32-6677

天草市役所

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	福祉課 障がい福祉係	〒863-8631 東浜町 8 番 1 号	32-6071 22-0577
2	牛深支所 市民生活課	〒863-1992 牛深町 2286 番地 103	73-2111 72-4006
3	有明支所 まちづくり推進課	〒861-7292 有明町赤崎 3383 番地	53-1111 53-1116
4	御所浦支所 まちづくり推進課	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527 番地	67-2111 67-3934
5	倉岳支所 まちづくり推進課	〒861-6402 倉岳町棚底 1919 番地	64-3111 64-3115
6	栖本支所 まちづくり推進課	〒861-6395 栖本町馬場 179 番地	66-3111 66-3117
7	新和支所 まちづくり推進課	〒863-0101 新和町小宮地 669 番地 1	46-2111 46-2144
8	五和支所 まちづくり推進課	〒863-2201 五和町御領 2943 番地	32-1111 32-0939
9	天草支所 まちづくり推進課	〒863-2895 天草町高浜南 488 番地 1	42-1111 42-0549
10	河浦支所 まちづくり推進課	〒863-1202 河浦町河浦 5253 番地	76-1111 76-1359

天草市社会福祉協議会

	内容 機関名	郵便番号 所在地	電話番号 FAX 番号
1	本所 福祉のまちづくり課	〒863-2201 五和町御領 2943 番地	32-2552 32-2551
2	本渡支所	〒863-0043 亀場町亀川 1886 番地 2	24-0100 22-4985
3	牛深支所	〒863-1901 牛深町 2286 番地 103	72-2904 73-2984
4	有明支所	〒861-7201 有明町赤崎 2010 番地 9	53-0110 53-1546
5	御所浦支所	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527 番地	67-3782 67-3044
6	倉岳支所	〒861-6402 倉岳町棚底 1997 番地 1	64-3895 64-3766
7	栖本支所	〒861-6303 栖本町馬場 179 番地	66-3367 66-2780
8	新和支所	〒863-0101 新和町小宮地 669 番地 1	46-3770 46-3772
9	五和支所	〒863-2201 五和町御領 2943 番地	32-1076 32-0712
10	天草支所	〒863-2895 天草町高浜南 488 番地 1	42-0678 42-0704
11	河浦支所	〒863-1215 河浦町白木河内 223 番地 12	76-1401 76-1425

発行 令和 8 年 7 月

編集 天草市健康福祉部福祉課

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

TEL 0969-32-6071

FAX 0969-22-0577

メール shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp